

令和7年度 第3回教育・保育部会

令和8年2月20日（金）
午前10時00分～12時00分
名古屋市役所本庁舎5階 正庁

1 ≪報告≫

(1) 名古屋市教育・保育施策の実施方針について

【資料1】

2 ≪議題≫

(1) 保育提供体制の確保のための実施計画について

【資料2】

(2) 令和8年4月における利用定員の設定について

【資料3】

(3) 令和8年4月における利用定員の設定について（乳児等通園支援事業）

【資料4】

<p>＜次回開催予定＞ 日時：令和8年8月頃 場所：未定</p>

《報告》

(1) 名古屋市教育・保育施策の実施方針について

名古屋市教育・保育施策の 実施方針（案） （概要版）

名古屋市

目 次

1	策定の趣旨	・・・ 1
2	これまでの経緯	・・・ 2
3	「今後の教育・保育施策のあり方」について（意見書） の概要	・・・ 4
4	「今後の教育・保育施策のあり方」について（補足意見） の概要	・・・ 5
5	教育・保育施策の実施方針	・・・ 6
6	今後の予定	・・・ 13

（別添）

○ 名古屋市教育・保育施策の実施方針（案）

1 策定の趣旨

平成20年4月に施行した「なごや子ども条例」を、令和2年4月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、その理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組んできた。

近年、就学前の子ども数は減少し続けている一方、保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和7年には横ばいとなっており、施策の重点を教育・保育の「質の向上」にシフトしていくことが求められている。

教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、教育・保育施設に求める各々の役割も重なりつつある中、今後、子どもたちにどのような教育・保育を提供していくのか、「教育」、「福祉」といった従来の枠組みに単純にとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に見渡して考えなければならない。

以上のことから、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動向を踏まえつつ、本市における教育・保育施策に関する実施方針について策定するもの。

2 これまでの経緯

教育・保育計画部会から、令和6年6月に教育・保育施策に関する今後のあり方に関する意見書を受領しました。その後、教育・保育部会から、令和7年10月に利用者負担額軽減に関する補足意見を受領しました。

(1) 検討経過等

区 分	内 容
教育・保育計画部会での意見聴取	<p>なごや子ども・子育て支援協議会 教育・保育計画部会において、委員から教育・保育施策に関する今後のあり方について意見を聴取</p> <p>(第1回 令和5年5月、第2回 令和5年7月、第3回 令和5年9月、第4回 令和5年12月、第5回 令和6年1月、第6回 令和6年4月)</p> <p>「今後の教育・保育施策のあり方」についての意見書を受領 (令和6年6月)</p>
教育・保育部会での意見聴取	<p>なごや子ども・子育て支援協議会 教育・保育部会において、委員から教育・保育施策に関する今後のあり方について意見を聴取</p> <p>(第1回 令和7年8月、第2回 令和7年10月)</p> <p>「今後の教育・保育施策のあり方」についての補足意見を受領 (令和7年10月)</p>

(2) 教育・保育計画部会 委員名簿

氏名	所属団体等
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
加藤 義人	岐阜大学客員教授
近藤 正春 (部会長)	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
中谷 素之	名古屋市教育委員会
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部教授
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

※敬称略、五十音順

(3) 教育・保育部会 委員名簿

氏名	所属団体等
上田 敏丈 (部会長)	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
園田 理	名古屋市教育委員会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部教授
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

※敬称略、五十音順

3 「今後の教育・保育施策のあり方」について（意見書）の概要

区 分	内 容
<p>教育・保育 ニーズの 現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、民間保育所等が考える適正な定員規模による運営ができるよう、より柔軟な定員減少が可能となるような仕組みづくりや、地域型保育事業の閉園などに対し、待機児童対策がソフトランディングできるような急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくりを検討する必要がある。 ○ 「こども誰でも通園制度」の実施にあたっては、教育・保育の質をしっかりと担保した上で、多くの必要な子どもが利用しやすいよう、国の動向を注視しつつ、制度の検討を行うべきである。 ○ 社会情勢の変化から保護者が本来求めていたニーズが顕在化しつつあり、このような動向を見据えた対策が求められている。 ○ 年々増加している障害児保育、発達支援や医療的ケア児保育が必要な子どもについて、受け入れ体制の確保を検討する必要がある。
<p>教育・保育の 質の向上 の現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定し、幼稚園、保育所等の施設類型を問わず教育・保育の質が担保され、維持されるスキームが必要である。 ○ 教育・保育の質を上げていくためには、職員研修等の充実を図るとともに、評価制度のさらなる活用や名古屋市が行う指導監査のより効果的な運用等、名古屋市の教育・保育の実施体制について必要な改善策を検討していく必要がある。また、公民が両輪となり、名古屋市全体の教育・保育の質を上げていくため、公立施設の果たすべき役割についても今一度検討する必要がある。 ○ 教育・保育の質を向上するためには、幼稚園教諭・保育士が継続的に勤めようと思える環境をつくり、採用につなげるための取組を行うことが必要である。

区 分	内 容
教育・保育に関する行政の連携の現状と課題	○幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のためにどのような取組が必要であるのかを検討し、それを実行していく体制を整備していくことが必要である。また、幼稚園や保育所等を利用する全ての名古屋市の子どもを等しく公平に支え、保障していくという観点から、まずは私学助成を受ける私立幼稚園の名古屋市における所管部署を統一する。今後、全体的な視点から教育・保育を一元的に企画立案や情報発信等をできるような体制を実現することが必要である。

4 「今後の教育・保育施策のあり方」について（補足意見）の概要

区 分	内 容
利用者負担額軽減に関わる現状と課題	○利用者負担額の軽減は、子育て世帯の負担軽減や保育所等を利用していない保護者にとって選択肢を増やすことに繋がることから、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、さらなる利用者負担額の軽減を実施すべきであるが、保育ニーズの増加に伴う待機児童の発生も懸念されることから、実施内容及び実施時期については、就学前児童数等の状況を注視しながら慎重に検討すべきである。
保育ニーズの増加を見据えた現状と課題	○利用者負担額の軽減を実施する場合には、保育ニーズの増加が見込まれるが、就学前児童数は年々減少しており、長期的な視点で考えると新たな施設を整備するのではなく、保育所等での受け入れや幼稚園での預かりといった既存の施設を活用する等の対応を検討する必要がある。

5 教育・保育施策の実施方針

事項一覧

実施方針1 将来的な保育の量的なニーズ減少への取組

- ・ 必要な地域への新設整備
- ・ 既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等
- ・ 待機児童を発生させないための仕組みづくり
- ・ 利用実態に応じた適正な定員設定
- ・ 在園児が卒園するまで民間保育所等の運営継続ができる仕組みの確立
- ・ 広域利用の検討
- ・ 利用者負担額の軽減を実施する場合の対応

実施方針2 多様化する教育・保育ニーズへの対応

- ・ 未就園児の教育・保育ニーズへの対応
- ・ 休日保育事業
- ・ 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業
- ・ 病児・病後児デイケア事業
- ・ 教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組

実施方針3 利便性向上・保護者ニーズへの対応

- ・ 各種申請のDXの推進
- ・ 利用者負担額の軽減

実施方針4 配慮を必要とする子どもへの取組

- ・ 障害児保育・医療的ケア児保育
- ・ 外国につながる子どもの保育

実施方針5 より質の高い教育・保育の提供

- ・ 「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

実施方針6 質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実

- ・ 評価制度と指導監査の一体的な運用
- ・ 研修内容及び実施体制の充実
- ・ 公立施設の果たすべき役割

実施方針7 質の向上に向けた職員確保の取組

- ・ 就職支援・魅力発信
- ・ 職員支援・離職防止
- ・ 処遇改善

実施方針8 幼児期の教育・保育と学校教育との円滑な連携・接続に向けた取組

- ・ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現
- ・ 教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一

(1) **実施方針1** 将来的な保育の量的なニーズ減少への取組

ア 主な現状と課題

- ・ 就学前の子どもの数は年々減少しており、保育の量的なニーズは増加しているものの、鈍化傾向にある。
- ・ 利用枠の維持・確保に必要な既存施設の老朽化が進んでいる。
- ・ 地域によっては、一時的な子どもの増加が見込まれる場合がある。

イ 主な実施方針

・ 必要な地域への新設整備

保育の量的なニーズはピークを迎えることが見込まれることから、新設整備は慎重に検討する。一方、今後も地域によっては、マンション建設や大規模な宅地開発等による一時的な子どもの増加から新設整備が必要な場合も想定されるため、慎重に地域を精査した上で、通常の間民間保育所等の整備ではなく、賃貸方式による民間保育所等の設置とすることを原則とする。

・ 既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等

本市ではこれまで、利用枠の増加を伴う老朽改築を整備補助の対象としてきたが、地域によっては、利用枠の増加を図る必要性が低下しつつあることを踏まえ、補助制度を見直すとともに、施設修繕への支援を行う。

加えて、幼稚園から認定こども園への移行における整備補助については、地域の利用枠が供給過剰とならないように留意しつつ、国の補助金の見通しを踏まえ順次見直す。

・ 待機児童を発生させないための仕組みづくり

既存施設での一時的な超過受け入れやこれに対応できる職員体制の維持を可能にする等、待機児童が発生することがないように進める。

・ 利用実態に応じた適正な定員設定

待機児童対策を実施してきた結果、各施設の考える適切な規模での保育が実現しづらいという状況が生じているため、実情に応じた適正な定員設定を促す。

・在園児が卒園するまで民間保育所等の運営継続ができる仕組みの確立
地域型保育事業などの民間保育所等を利用する子どもの減少に伴う急な閉園を避けるために、在園児が卒園するまで運営の継続が可能となるよう、待機児童対策がソフトランディングできる仕組みを検討する。

・**広域利用の検討**

保育の量的なニーズの伸び幅は鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえ、様々な課題について整理した上で、広域利用の実施を検討する。

・**利用者負担額の軽減を実施する場合の対応**

利用者負担額の軽減を実施する場合、一時的な保育の量的なニーズの増加が見込まれる。そのような場合には、利用枠の確保として、新設整備については慎重に検討し、保育所等での受け入れや幼稚園での預かり等による対応を原則とする。

(2) **実施方針 2** 多様化する教育・保育ニーズへの対応

ア 主な現状と課題

- ・社会情勢の変化もあり、教育・保育のニーズも変化している。
- ・働き方、ライフスタイルの多様化も進み、様々な教育・保育ニーズへの対応が求められている。
- ・全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、令和8年度の「こども誰でも通園制度」本格実施に向けた検討が進められている。

イ 主な実施方針

・**未就園児の教育・保育ニーズへの対応**

令和8年度の本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」において、国の検討を注視しながら、全ての子どもの育ちを応援できるよう取組を進めるとともに、一時保育事業の利用枠の拡充と利便性の向上について検討する。

・**休日保育事業**

働き方の多様化等によりニーズが高まっていることを踏まえ、利用希望者が利用しやすいように制度を見直し、拡充を検討する。

・産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

育児休業制度の浸透を踏まえ、より利用しやすく、利用希望者がキャンセル待ちをすることがなく利用できるよう拡充を検討する。

・病児・病後児デイケア事業

働きながら子育てをする保護者のセーフティネットとして、必要とする人が必要な時に利用できるよう、施設数を拡充するなど、利用しやすい仕組みづくりを検討する。

・教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組

将来的に発生が見込まれる空きスペースを活用する場合は、まずは、「こども誰でも通園制度」や地域子ども・子育て支援事業の拡充のための利用等を検討する。

(3) **実施方針3** 利便性向上・保護者ニーズへの対応

ア 主な現状と課題

- ・社会全体のデジタル化を背景として、保育所等に係る情報提供の充実や手続きの利便性向上といったニーズを踏まえ、保護者1人ひとりにより適した対応が求められている。
- ・国において、3歳以上児の保育料が無償化されている一方、3歳未満児については、各自治体が独自に利用者負担額の軽減を実施しており、地域間格差が生じている。

イ 主な実施方針

・各種申請のDXの推進

保護者が来庁しなくても保育所等に係る各種申請ができるよう、利用枠の空き状況の確認や申請のオンライン化など利便性の向上を目指す。

・利用者負担額の軽減

本市独自事業として、利用者負担額を国基準の6割程度に抑えることや、第三子以降の子の保育料を無料とする多子軽減施策を実施してきたが、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、さらなる利用者負担額の軽減について検討する。

(4) **実施方針4** 配慮を必要とする子どもへの取組

ア 主な現状と課題

- ・特別な配慮を必要とする子ども（障害児、医療的ケア児、外国につながる子どもなど）が年々増加しており、それらの子どもの支援に施設が苦慮している。

イ 主な実施方針

・障害児保育・医療的ケア児保育

公民で実施している障害児の受け入れについて、より多くの施設において広く受け入れを進めるために、人件費補助やその他のサポートの充実を検討する。

また、医療的ケア児については、I型糖尿病など、在園児が急遽、医療的ケアを必要とすることもあることから、看護師を常時又は、柔軟かつ速やかに配置できるような仕組みを検討する。

・外国につながる子どもの保育

子どもや家庭とのコミュニケーションを円滑に進めることができるよう必要な支援を検討する。

(5) **実施方針5** より質の高い教育・保育の提供

ア 主な現状と課題

- ・本市では、教育・保育施設が要領等に基づく教育・保育の実践に取り組んできているところである。
- ・教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、本市の子どもの育ちに係る教育・保育の質を一体的に支えていく必要がある。

イ 主な実施方針

・「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

本市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定し、これを踏まえてよりよい施設づくりのための実践を促していく仕組みについて検討を進める。

(6) **実施方針6** 質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実

ア 主な現状と課題

- ・ 保育所等は第三者評価の受審が努力義務となっているが受審率が低く、また、質の向上を図るための評価制度と質の確保を図るための指導監査の一体的な運用が図られていない。
- ・ 教育・保育施設に対する研修は、一部の共催研修を除き、子ども青少年局、教育委員会でそれぞれ実施している。
- ・ 市立幼稚園は、幼児教育支援室とともに本市の幼児教育のハブとして、教育の質の向上に取り組んでいる一方で、公立保育所は、「エリア支援保育所」として機能強化を図り、関係機関同士のネットワーク構築のコーディネーター役を果たすとともに、地域の実情に応じた保育の質の向上に取り組んでいる。

イ 主な実施方針

- ・ **評価制度と指導監査の一体的な運用**
施設の第三者評価受審を促す仕組みや、それぞれの施設で行われている評価制度と本市が行う指導監査の一体的な運用を行うことができる仕組みを検討する。
- ・ **研修内容及び実施体制の充実**
教育・保育施設の施設類型を問わない研修情報の一元的な提供を実施する。
研修の企画にあたっては、より実際的な課題やニーズに応じた知識・技能の習得を図るため、指導監査や第三者評価の結果を踏まえたテーマ設定や内容を検討する。
- ・ **公立施設の果たすべき役割**
公民が両輪となり、本市全体の教育・保育の質を高めていくとともに、多様な保育・子育てニーズに対応するため、機能の再点検に取り組む。

(7) **実施方針7** 質の向上に向けた職員確保の取組

ア 主な現状と課題

- ・保育の供給量を満たすとともに、教育・保育の「質の向上」につなげるために必要な、教育・保育に関わる人的資源の確保が困難である。

イ 主な実施方針

・ **就職支援・魅力発信**

新卒保育士の採用の取組とともに、中高生やその保護者、学校関係者等を対象として、幼稚園や保育所等の職場見学や保育体験など、教育・保育の仕事の魅力を積極的に情報発信する機会を増やすなどといった取組について検討する。

・ **職員支援・離職防止**

教育・保育の質を向上するため、継続的に勤めようと思える環境づくりやより良い働き方を実現できる仕組みづくりを引き続き検討する。

・ **処遇改善**

国による職員配置基準の引き上げに対応できるよう保育士確保を進めるために、国の動向を踏まえながら、給与の面、離職防止や負担軽減といった働きやすさの面での処遇改善を検討する。

(8) **実施方針8** 幼児期の教育・保育と学校教育との円滑な連携・接続に向けた取組

ア 主な現状と課題

- ・ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続ができるよう、発達や学びの連続性を確保するための取組が求められている。
- ・ 施設類型を問わず、子どもの育ちをより等しくより公平に検討できる場が求められている。

イ 主な実施方針

- ・ **幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現**
国が推進しようとしている「幼保小の架け橋プログラム」や本市が策定していく幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のための取組を検討し、実行する体制を整備していく。
- ・ **教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一**
令和7年度から、私学助成を受ける私立幼稚園の本市における所管部署が市長部局に統一されたが、施設類型ごとの特徴を十分に踏まえつつ、教育・保育を全体的な視点から一元的な企画立案及び情報発信等を行う。

6 今後の予定

令和8年1月にパブリックコメントを実施し、市民意見を募集し、その後、令和8年3月に「名古屋市教育・保育施策の実施方針」を策定・公表する。

子どもに関する総合計画を実施するにあたっては、本方針に基づいて施策を推進していくものとする。

名古屋市教育・保育施策の 実施方針 (案)

名古屋市

目 次

1	策定の趣旨	・・・ 1
2	教育・保育施策における現状	・・・ 2
3	教育・保育施策の実施方針	
(1)	実施方針 1 将来的な保育の量的なニーズ減少への取組	・・・ 10
(2)	実施方針 2 多様化する教育・保育ニーズへの対応	・・・ 11
(3)	実施方針 3 利便性向上・保護者ニーズへの対応	・・・ 12
(4)	実施方針 4 配慮を必要とする子どもへの取組	・・・ 13
(5)	実施方針 5 より質の高い教育・保育の提供	・・・ 14
(6)	実施方針 6 質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実	・・・ 15
(7)	実施方針 7 質の向上に向けた職員確保の取組	・・・ 16
(8)	実施方針 8 幼児期の教育・保育と学校教育との円滑な連携・接続に向けた取組	・・・ 17
4	今後について	・・・ 18
	参考資料	
1	経緯	・・・ 19
2	意見書「今後の教育・保育施策のあり方」について概要	・・・ 22
3	補足意見「今後の教育・保育施策のあり方」について概要	・・・ 23

1 策定の趣旨

本市においては、これまで、平成20年4月に施行した「なごや子ども条例」を、令和2年4月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、その理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、施策を進めてきている。

その一方で、平成23年、24年には、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を利用したくても利用できない待機児童が1,000人を超えて全国ワーストの状況にあり、保育を必要とする子どもに十分な保育の場の提供ができない状況であった。

そのため、これまで、保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組み、その結果、平成26年からは、12年連続で国基準として示されている待機児童ゼロを達成している。

近年の教育・保育に係る市民のニーズの動向に目を向けると、就学前の子どもの数は減少し続ける一方、女性就業率は上昇傾向にあり、共働き世帯の割合は増加していることから保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和7年には横ばいとなり、地域によっては、保育所等の定員充足率が低下する状況にある。また、幼稚園から認定こども園への移行や、幼稚園における預かり保育事業の実施といった、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつある。一方、保護者の働き方の多様化により、休日保育事業のニーズや育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とした産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業のニーズがある。また、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、配慮を必要とする子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの対応も引き続き求められている。さらには、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で抱える不安や悩みに対応するため、国により新たに「こども誰でも通園制度」（法律上の事業名：乳児等通園支援事業）が令和8年度から本格実施されるなど、全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援の強化に向けた取組が進められている。

このような動向を踏まえて、本市の子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくためには、国の策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」なども受けとめながら、教育・保育の「質の向上」に施策の重点をシフトしていくことが求められている。

教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、教育・保育施設に求める各々の役割も重なりつつある。さらに、子どもの数が減少していく中においては、今後、子どもたちにどのような教育・保育を提供していくのか、「教育」、「福祉」といった従来の枠組みに単純にとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に見渡して考えなければならない。

以上のことから、これまでの子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動向を踏まえつつ、本市における教育・保育施策に関する今後の実施方針について策定するものである。

2 教育・保育施策における現状

教育・保育施策に関しては、これまで、「なごや子ども・子育てわくわくプラン」の中で、他の施策とともに、事業の方向性や数値的な計画目標等を掲載し、これらに基づいて施策を実施してきたところである。

このような中、就学前の子どもの数は減少しているが、保育の量的なニーズが高いことから、引き続き待機児童を発生させないための対策を実施し、教育・保育ニーズにしっかりと対応するとともに、近年保育の量的なニーズの伸び幅は鈍化傾向にあるため、これまでの量の拡大から質の向上へと施策の重点をシフトしていく必要性が高まっている。

本市の就学前の子どもの数は平成 29 年度以降年々減少しており、令和 7 年 4 月には 96,189 人となった。

子どもの数は減少しているものの、保育の量的なニーズの高まりに伴い、保育所等の 2・3 号利用子どもは増え続けているが、利用申込数の増加幅については、令和 6 年 4 月時点の 359 人は、最も大きかった平成 29 年 4 月時点の 1,858 人の約 2 割であり、近年鈍化傾向にあったものが、令和 7 年は横ばいとなった。

また、幼稚園の利用子ども及び認定こども園における 1 号利用子どもの総数は、直近 10 年間減少を続けているが、そのうち保育の必要性の認定を受けている子どもが約 2 割いる。

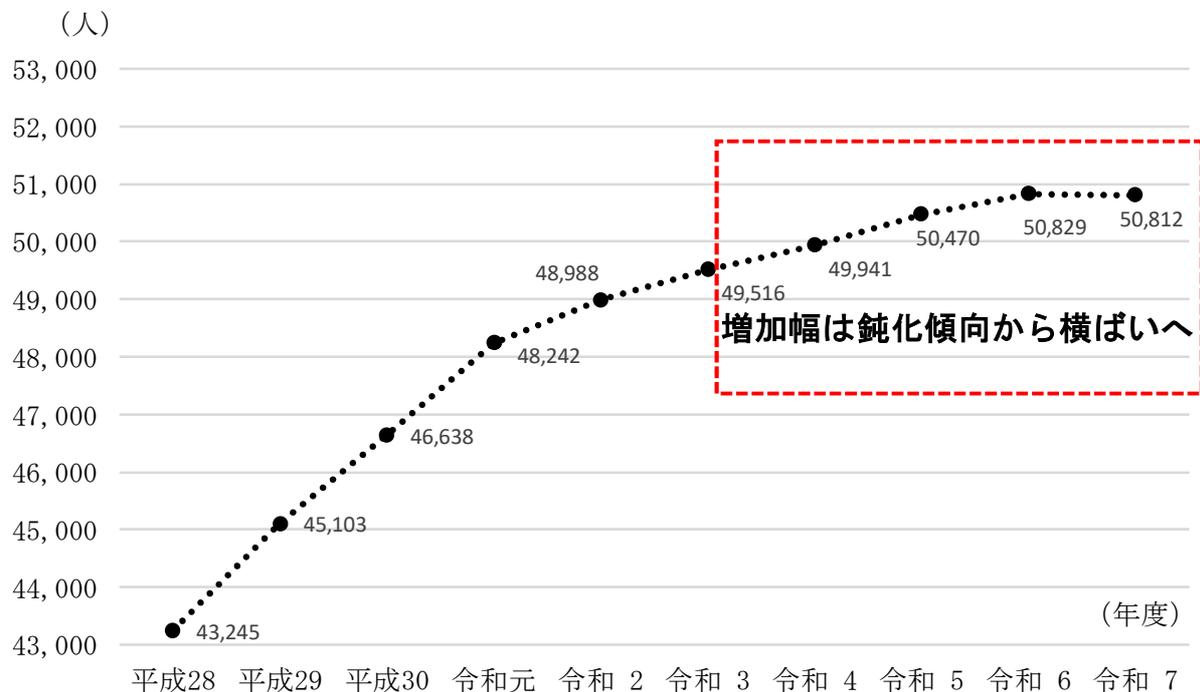
就学前児童数

(単位：人)

区分	就学前児童数	前年差
平成28年度	117,083	288
平成29年度	116,380	△ 703
平成30年度	115,905	△ 475
令和元年度	114,533	△ 1,372
令和2年度	112,758	△ 1,775
令和3年度	109,929	△ 2,829
令和4年度	106,927	△ 3,002
令和5年度	103,425	△ 3,502
令和6年度	99,856	△ 3,569
令和7年度	96,189	△ 3,667

※教育委員会事務局調査「名古屋市の幼児人口」（各年度4月1日現在）より

保育所等利用申込者数（2・3号利用）の推移



※ 各年度4月1日現在

利用児童数

・ 幼稚園（園児数）、認定こども園（1号利用子ども）

（単位：人）

区分	国立・公立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園 (1号利用)	合計
平成27年度	2,286	27,626	650	30,562
平成28年度	2,229	26,882	1,014	30,125
平成29年度	2,224	25,842	1,290	29,356
平成30年度	2,176	24,604	1,645	28,425
令和元年度	2,121	23,226	2,163	27,510
令和2年度	1,900	22,602	2,323	26,825
令和3年度	1,685	21,292	2,611	25,588
令和4年度	1,511	19,613	2,611	23,735
令和5年度	1,463	17,720	2,678	21,861
令和6年度	1,339	15,837	2,627	19,803

※各年度5月1日現在。

・ 保育所等（2・3号利用子ども）

（単位：人）

区分	公立			民間			民間（地域型）			合計		
	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計
平成28年度	3,613	7,242	10,855	12,510	17,978	30,488	1,317		1,317	17,440	25,220	42,660
平成29年度	3,536	7,004	10,540	13,330	18,815	32,145	1,703		1,703	18,569	25,819	44,388
平成30年度	3,379	6,727	10,106	13,991	19,776	33,767	1,932		1,932	19,302	26,503	45,805
令和元年度	3,310	6,572	9,882	14,573	20,715	35,288	2,143		2,143	20,026	27,287	47,313
令和2年度	3,158	6,342	9,500	14,976	21,512	36,488	2,118		2,118	20,252	27,854	48,106
令和3年度	2,920	5,988	8,908	15,177	22,439	37,616	2,233		2,233	20,330	28,427	48,757
令和4年度	2,716	5,688	8,404	15,497	23,119	38,616	2,154		2,154	20,367	28,807	49,174
令和5年度	2,613	5,412	8,025	15,804	23,637	39,441	2,132		2,132	20,549	29,049	49,598
令和6年度	2,456	5,140	7,596	15,981	23,935	39,916	2,196		2,196	20,633	29,075	49,708
令和7年度	2,343	4,981	7,324	16,009	24,198	40,207	2,183		2,183	20,535	29,179	49,714

※1 各年度4月1日現在

※2 事業所内保育事業の従業員枠及び市外施設を利用する子どもを除く。

保護者のニーズについて、育児休業制度の充実等から、就学前まで継続して利用できる施設のみを希望する等、保護者が本来求めていたニーズが顕在化しつつある。

また、本市のDX推進計画により今後伸びていく電子申請ニーズをとらえ、区役所に赴くことなく自宅にしながら保護者のニーズに合った施設が探せるように情報提供を行う必要がある。利用申込に限らず、保育所等を利用するための手続きを簡便に行える電子申請等の方法についても検討する必要がある。

なお、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、利用者負担額の軽減についても検討する必要がある。

近年の保育の量的なニーズの伸び幅は鈍化傾向にあり、定員充足率が低下傾向にある。年度途中からの利用もあり、定員充足率は年度末に向けて上がっていくものの、地域型保育事業の定員充足率については、保育所及び認定こども園と比較して低くなっている。利用する子どもの減少により経営状況が悪化し急に閉園となった場合には、転園を余儀なくされるなど利用者に大きな負担が生じることや、利用枠の不足による待機児童の発生も懸念されることから待機児童対策がソフトランディングできるように急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくりを検討する時期にきている。

待機児童対策のソフトランディングを進める際には、新設を柱とする、「量の拡大」を前提とした施設整備についても見直す必要がある。

施設類型別 定員充足率（各年度4月1日）

（単位：％）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※	令和7年度※
保育所等全施設 全年齢	92.6	91.1	90.3	90.3	90.5	91.7
保育所等全施設 3歳未満	92.7	89.7	87.8	88.1	88.7	89.4
地域型保育事業	72.1	71.2	69.3	69.6	75.4	78.3

※ 適正定員とするため、利用定員を変更している。

今後の施設整備については、既存施設における利用枠の維持・確保に向けた取組を行うことがより重要となるが、令和7年4月1日時点で、築40～49年の施設が58あり、今後10年のうちに補助の対象となる50年を経過する施設が倍増することとなる。

民間保育所等の築年数別状況（令和7年4月1日現在）

（単位：か所、％）

区分	50年以上	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	9年以下	計
施設数	42	58	24	21	57	90	292
	14.4%	19.9%	8.2%	7.2%	19.5%	30.8%	100.0%

就学前の子どもの数が減少する一方で、働き方の多様化により休日保育事業や育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とした産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業のニーズがある。

また、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で抱える不安や悩みに対応するため、国により新たに「こども誰でも通園制度」が令和8年度から創設されるなど、全ての子ども・子育て家庭への支援の強化に向けた取組が進められている中、子どもの安全をしっかりと確保した上で、制度を検討する必要がある。

さらに、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、特別な配慮を必要とする子どもが年々増加している。これらの多様な教育・保育ニーズへの対応を検討しなければならない。

休日保育事業 実施か所数及び利用者数

（単位：か所、人）

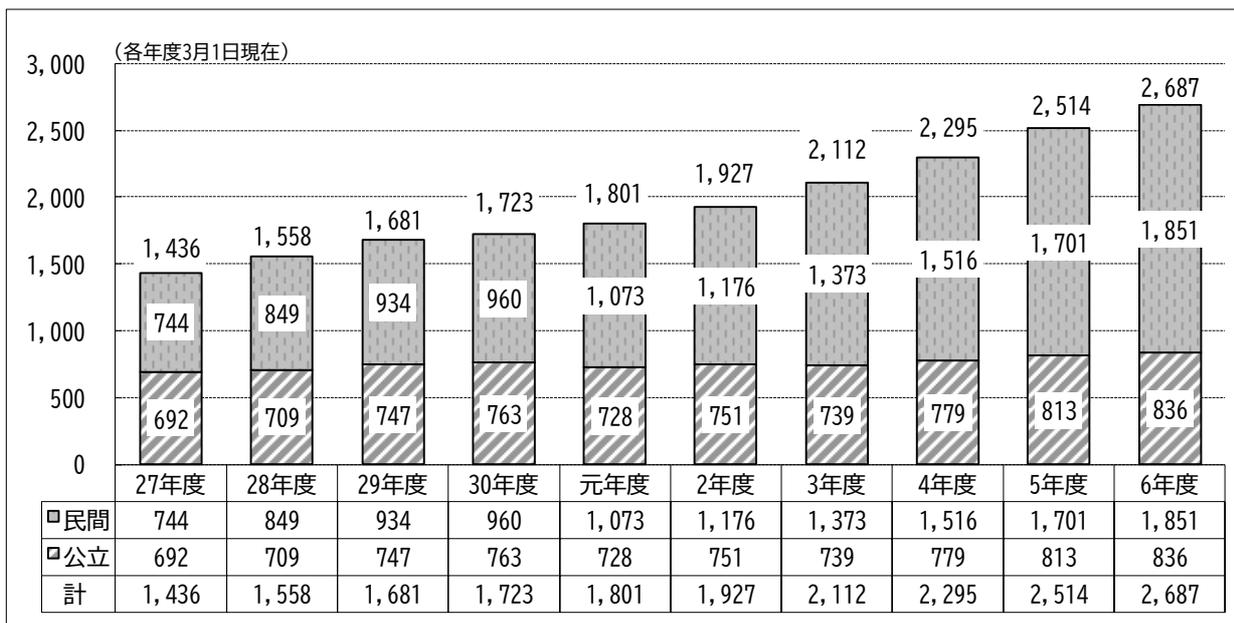
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	16	16	16	16	16
定員15人	12	13	13	13	16
定員10人	4	3	3	3	0
利用実績	7,885	8,315	8,644	8,603	8,394

産休・育休あけ入所予約事業 実施か所数及び入所者数（単位：か所、人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	110	111	113	113	117
事業定員	566	569	575	575	590
入所実績	541	553	566	562	563

保育所等利用障害児数の推移

(単位：人)



将来的な保育の量的なニーズの減少局面においても、待機児童を発生させないよう引き続き必要な量の提供を的確に行うことが必要であることは変わらないが、昨今の教育・保育施設で不適切な保育が発生している状況を見ると、今後、保育ニーズに対応する保育の供給量が相対的に満たされていく中では、子どもが心身ともに満たされ、健やかに生きていくことを支え、保障しうる、子どもの育つ環境や子どもの経験内容等、教育・保育の「質の向上」を図ることが重要である。

現状の「質の向上」に係る具体的な施策としては、施設類型ごとに策定したビジョンやガイドラインに基づく教育・保育の実践や教育・保育施設の職員に対する研修、各施設が行う評価制度、本市が行う指導監査などがあるが、本市の教育・保育施策の実施方針を考える上で、これまでの「量の拡大」から「質の向上」に施策の重点をシフトさせていくには、統一的なビジョンやガイドラインを策定するとともに、職員研修等のさらなる充実を図る必要がある。なお、利用者の立場に立った評価制度や統一的なビジョンやガイドラインに基づく教育・保育を保障する仕組みについても継続的に検討を行う必要がある。

また、質の向上に向けては、公民が両輪となり、幼稚園や保育所等の施設類型を問わず本市全体の教育・保育の質を高めていくことが求められるため、その中での公立施設の果たすべき役割についても今一度検討する段階にある。

加えて、教育・保育を担う人材の確保は、質を担保する上では必要不可欠な課題である。本市では、これまでも保育士確保対策として、独自の処遇改善や就職支援等の取組を進めてきているが、令和6年4月には、保育所等における国の職員配置基準が改正され、引き続き、保育士確保が困難な状況が

継続するものと想定される。今後とも、処遇改善、就職支援や業務負担軽減といった保育士確保対策により一層取り組んでいく必要がある。なお、継続的な課題として教育・保育施設の職員に対するリスクリングの機会の確保を検討する必要がある。

有効求人倍率(愛知県)の推移

(単位:倍)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育士	4.30	2.27	2.87	2.86	4.12	4.10
全職種	1.82	1.04	1.21	1.42	1.33	1.27

※ 各年度12月時点

平成 29～30 年度に「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」が改訂(改定)され、その中で、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」が共通で示されたことにより、子どもの資質・能力が将来にわたり一貫して育まれるよう教育・保育施設での幼児教育・保育から小学校教育へ円滑な接続を図ることが重要な課題として位置づけられ、現在に至っている。

このような流れの中、教育・保育に係る市民のニーズも「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、教育・保育施設に求める各々の役割も重なりつつある。子どもの数が減少していく中において、今後子どもたちにどのような教育・保育を提供していくのか、「教育」、「福祉」といった枠組みにとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に考えなければならない。

教育・保育施設を利用する子どもの育ちを等しく公平に支え、保障するべく、施設類型を問わず、子どもたちやその保護者が安心して利用できるよう、子どもと保護者のそれぞれの視点から、今後の教育・保育の基盤を構築し、また、支援が効果的に届けられるように整理することが必要であり、本市においても教育・保育を支える体制についての検討が必要である。

なお、財源や人員等の整理を国に働きかけた上で、県所管の私立幼稚園の設置認可等の権限及び財源の本市への移譲や本市における乳幼児期の教育・保育の所管部局のあり方については、今後とも継続的に検討する必要がある。

3 教育・保育施策の実施方針

事項一覧

実施方針 1 将来的な保育の量的なニーズ減少への取組

- ・ 必要な地域への新設整備
- ・ 既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等
- ・ 待機児童を発生させないための仕組みづくり
- ・ 利用実態に応じた適正な定員設定
- ・ 在園児が卒園するまで民間保育所等の運営継続ができる仕組みの確立
- ・ 広域利用の検討
- ・ 利用者負担額の軽減を実施する場合の対応

実施方針 2 多様化する教育・保育ニーズへの対応

- ・ 未就園児の教育・保育ニーズへの対応
- ・ 休日保育事業
- ・ 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業
- ・ 病児・病後児デイケア事業
- ・ 教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組

実施方針 3 利便性向上・保護者ニーズへの対応

- ・ 各種申請のDXの推進
- ・ 利用者負担額の軽減

実施方針 4 配慮を必要とする子どもへの取組

- ・ 障害児保育・医療的ケア児保育
- ・ 外国につながる子どもの保育

実施方針 5 より質の高い教育・保育の提供

- ・ 「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

実施方針 6 質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実

- ・ 評価制度と指導監査の一体的な運用
- ・ 研修内容及び実施体制の充実
- ・ 公立施設の果たすべき役割

実施方針 7 質の向上に向けた職員確保の取組

- ・ 就職支援・魅力発信
- ・ 職員支援・離職防止
- ・ 処遇改善

実施方針 8 幼児期の教育・保育と学校教育との円滑な連携・接続に向けた取組

- ・ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現
- ・ 教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一

(1) **実施方針 1** 将来的な保育の量的なニーズ減少への取組

【現状】

- ・就学前の子どもの数は年々減少しており、保育の量的なニーズは増加しているものの、鈍化傾向にある。
- ・利用枠の維持・確保に必要な既存施設の老朽化が進んでいる。
- ・地域によっては、一時的な子どもの増加が見込まれる場合がある。
- ・社会情勢の変化から幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつある。

【方針】

・必要な地域への新設整備

保育の量的なニーズはピークを迎えることが見込まれることから、新設整備は慎重に検討する。一方、今後も地域によっては、マンション建設や大規模な宅地開発等による一時的な子どもの増加から新設整備が必要な場合も想定されるため、慎重に地域を精査した上で、通常の間民間保育所等の整備ではなく、賃貸方式による民間保育所等の設置とすることを原則とする。

・既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等

利用枠の維持・確保のためには既存施設の老朽化対策が重要となる。

本市ではこれまで、利用枠の増加を伴う老朽改築を整備補助の対象としてきたが、地域によっては、利用枠の増加を図る必要性が低下しつつあることを踏まえ、補助制度の見直しを行う。

また、利用枠を維持するため、既存施設の安全対策や長寿命化などの施設の修繕に係る支援を進める。

加えて、幼稚園から認定こども園への移行における整備補助については、地域の利用枠が供給過剰とならないように留意しつつ、国の補助金の見通しを踏まえ順次見直す。

・待機児童を発生させないための仕組みづくり

将来的に保育の量的なニーズの減少による民間保育所等の急な閉園が発生するおそれがあり、その結果、利用枠が不足し待機児童が発生することも考えられる。そのような事態に備え、既存施設での一時的な超過受け入れやこれに対応できる職員体制の維持を可能にする等、待機児童が発生することがないように進める。

・利用実態に応じた適正な定員設定

待機児童対策として、民間保育所等に対して面積基準上可能な限り受け入れを依頼するとともに、2・3号利用定員を減少する際には一定の要件を設けて

きた。その結果、各施設の考える適切な規模での保育が実現しづらいという状況が生じているため、実情に応じた適正な定員設定を促す。

・ **在園児が卒園するまで民間保育所等の運営継続ができる仕組みの確立**

施設や地域の状況によっては、地域型保育事業などの民間保育所等を利用する子どもが減少するなど、施設の運営に支障をきたす状況にあり、急な閉園が発生する恐れがあるため、在園児が卒園するまで運営の継続が可能となるよう、待機児童対策がソフトランディングできる仕組みを検討する。その際、必要な利用枠を維持・確保できるようにすることや、当該地域において利用枠の不足が生じないようにすることに留意する。

・ **広域利用の検討**

本市ではこれまで、市内に居住する子どもが利用希望施設に入れず待機児童となってしまうおそれがあることから、市外に居住する2・3号利用子どもの受け入れを行っていない状況にある。保育の量的なニーズの伸び幅は鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえ、様々な課題について整理した上で、広域利用の実施を検討する。

・ **利用者負担額の軽減を実施する場合の対応**

利用者負担額の軽減を実施する場合、一時的な保育の量的なニーズの増加が見込まれる。そのような場合には、利用枠の確保として、新設整備については慎重に検討し、保育所等での受け入れや幼稚園での預かり等による対応を原則とする。

(2) **実施方針2** 多様化する教育・保育ニーズへの対応

【現状】

- ・ 社会情勢の変化もあり、教育・保育のニーズも変化している。
- ・ 働き方、ライフスタイルの多様化も進み、様々な教育・保育ニーズへの対応が求められている。
- ・ 全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、令和8年度の「こども誰でも通園制度」本格実施に向けた検討が進められている。

【方針】

・ **未就園児の教育・保育ニーズへの対応**

一時保育事業は、子育て世帯に対する支援において重要な事業であることから、利用枠の拡充と合わせて、保護者にとっての利用のしやすさについても研究し、柔軟な対応を検討する。

また、国が令和5年度、未就園児の子どもたちの発達を促すことや、育児疲れの保護者に対する継続的な支援を目的とした「空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実施したことを受けて、本市では、アウトリーチ型で利用者を決定し、これまで行政の支援につながりにくかった子育て家庭を支援することを目的にモデル事業として実施している。今後も、支援が行き届きにくい家庭への支援については、引き続き取り組んでいく。

一方で、国において令和6年度から「こども誰でも通園制度」の試行的事業が始まり、令和8年度の本格実施に向けて検討が進められている。本市としても令和7年10月から事業を実施しており、引き続き国の検討を注視しながら、全ての子どもの育ちを応援できるよう取組を進める。

・休日保育事業

働き方の多様化等によりニーズが高まっていることを踏まえ、利用希望者が利用しやすいように制度を見直し、拡充を検討する。

・産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

出産予定日の8週間前から予約を受け付ける産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業は、年度初めが出産予定日の子どもの方が利用しやすい状況にあり、公平性の観点から、出産予定日にかかわらず利用でき、また、利用希望者がキャンセル待ちをすることなく利用できるよう拡充を検討する。

育児休業の充実から近年低下している0歳児の定員充足率を勘案し、必要に応じて利用定員を柔軟に変更することも可能とすることで、拡充を検討する。

・病児・病後児デイケア事業

働きながら子育てをする保護者のセーフティーネットとして、必要とする人が必要な時に利用できるよう、施設数を拡充するなど、利用しやすい仕組みづくりについて検討する。

・教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組

将来的に発生が見込まれる空きスペースを活用する場合は、まずは、「こども誰でも通園制度」や地域子ども・子育て支援事業の拡充のための利用等を検討する。また、地域において地域子ども・子育て支援事業等が充足している場合には、保育所等の多機能化を見据え、子どもたちの育ちに資する事業への転用も検討する。

(3) **実施方針3** 利便性向上・保護者ニーズへの対応

【現状】

・社会全体のデジタル化を背景として、保育所等に係る情報提供の充実や手

続きの利便性向上といったニーズを踏まえ、保護者1人ひとりにより適した対応が求められている。

- ・国において、3歳以上児の保育料が無償化されている一方、3歳未満児については、各自治体が独自に利用者負担額の軽減を実施しており、地域間格差が生じている。

【方針】

・各種申請のDXの推進

社会全体のデジタル化を背景として、保護者が来庁しなくても保育所等に係る各種申請ができるよう、利用枠の空き状況の確認やオンライン申請を拡充するなど、申請にかかる利便性の向上を目指し、DXを推進する。

・利用者負担額の軽減

本市独自事業として、利用者負担額を国基準の6割程度に抑えることや、第三子以降の子の保育料を無料とする多子軽減施策を実施してきたが、子育て世帯の経済的負担感は依然として根強い。保育料や給付費等の安定財源の確保や利用枠の確保等課題はあるが、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、さらなる利用者負担額の軽減について検討する。

(4) **実施方針4** 配慮を必要とする子どもへの取組

【現状】

- ・特別な配慮を必要とする子ども（障害児、医療的ケア児、外国につながる子どもなど）が年々増加しており、それらの子どもの支援に施設が苦慮している。

【方針】

・障害児保育・医療的ケア児保育

障害児や医療的ケア児の受け入れのセーフティーネットとして機能している公立保育所では、定員の概ね1割以上の障害児を受け入れており、保育体制がひっ迫している状況がある。そのため、より多くの施設において広く障害児の受け入れを進めるために必要な人件費補助やその他のサポートの充実を検討する必要がある。さらに、医療的ケア児については、受け入れにおける看護師の確保に課題があるほか、I型糖尿病など、在園児が急遽、医療的ケアを必要とすることもあることから、看護師を常時又は、柔軟かつ速やかに配置できるような仕組みを検討する。

また、集団保育が著しく困難であると認められる重度の医療的ケア児等については、居宅訪問型保育事業についての制度周知や居宅訪問型保育者の養成等、活用しやすい環境を整える必要がある。

- ・外国につながる子どもの保育

外国につながる子どもやその家庭との保育現場での関わりにおいて、言葉が通じないことや文化や習慣が異なることに起因する課題を抱えている場合があることから、子どもや家庭とのコミュニケーションを円滑に進めることができるよう必要な支援を検討する。

(5) **実施方針5** より質の高い教育・保育の提供

【現状】

- ・国において、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的とした「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が示された。
- ・「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」は平成30年の改訂（改定）を経て、幼児教育の指針として整合性が図られてきたところであり、令和7年度には、国において改訂（改定）に向けての検討が進められている。

【方針】

- ・「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

本市ではこれまで、幼稚園については「名古屋市幼稚園教育指針」、保育所については「名古屋市保育ガイドライン」、教育・保育施設に係るものとして「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画（参考）」などを策定し、それぞれの教育・保育施設が要領等に基づく教育・保育の実践に取り組んできているところである。しかしながら、教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、本市の子どもの育ちに係る教育・保育の質を一体的に支えていく必要がある。ついては、国の動きを注視しつつ、「こども基本法」の理念や国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、本市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定する。

また、統一的なビジョンやガイドラインを踏まえ、計画、実践、評価、改善といったPDCAサイクルをそれぞれの教育・保育施設が確立することにより、教育・保育の質の向上に向けた、よりよい施設づくりのための実践を促していく仕組みについても検討を進める。

(6) **実施方針 6** 質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実

【現状】

- ・ 保育所等は第三者評価の受審が努力義務となっているが、受審率が低い。
- ・ 質の向上を図るための評価制度と質の確保を図るための指導監査の一体的な運用が図られていない。
- ・ 教育・保育施設に対する研修は、一部の共催研修を除き、子ども青少年局、教育委員会でそれぞれ実施している。
- ・ 一部の研修ではオンライン研修やアーカイブ配信を実施している。
- ・ 教育・保育に係る市民ニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、幼稚園や保育所等に求める各々の役割も重なりつつある。
- ・ 「幼保小連携・接続の推進」を進めるためには、公民が両輪となって取り組むことが重要である。
- ・ 市立幼稚園は、幼児教育支援室とともに本市の幼児教育のハブとして、教育の質の向上に取り組んでいる。
- ・ 公立保育所は、「エリア支援保育所」として機能強化を図り、関係機関同士のネットワーク構築のコーディネート役を果たすとともに、地域の実情に応じた保育の質の向上に取り組んでいる。

【方針】

・ 評価制度と指導監査の一体的な運用

現状の評価制度として、社会福祉法に基づく自己評価や第三者評価があるが、特に第三者評価については、実施する際の施設の負担が大きいことなどを理由として、受審率が低い状況にある。また、待機児童対策により教育・保育施設の数が増加した一方で、質の確保を目的とした指導監査や重大な事案等が発生した場合に迅速に対応するための人員や時間は限られた状況にある。これらの課題に対応するためには、施設の第三者評価受審を促すためのインセンティブの検討を進めるとともに、指導監査の改善状況や第三者評価の受審結果を踏まえて指導監査を重点的に行う施設を選定する方法を検討するなど、評価制度と本市が行う指導監査の一体的な運用を行うことができる仕組みを検討する。

加えて、利用者を含め、誰でも第三者評価の結果を容易に確認できる仕組みについても検討する。

・ 研修内容及び実施体制の充実

教育・保育の質の向上を一体的に支えるためには、今後策定をする本市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインに基づく、教育・保育施設の施設類型を問わない研修体系を構築する必要がある。まずは、情報の一元的な提供など、すぐにでも実現しやすいと思われるものから実施する。

また、研修の効果を上げるため、効率的に多くの職員が研修に参加できる機会を設け、オンライン研修についても実施してきたところであり、令和7年度には研修申し込みのオンライン化など、さらなるDX化を進め、研修実施体制の充実が図られた。

加えて研修の企画にあたっては、より実際的な課題やニーズに応じた知識・技能の習得を図るため、指導監査や第三者評価の結果を踏まえたテーマ設定や内容を検討する。

・ 公立施設の果たすべき役割

質の向上に向けて、公民が両輪となり、幼稚園、保育所等の施設類型を問わず本市全体の教育・保育の質を高めていくことが求められるため、公立施設として市立幼稚園及び公立保育所は、モデルとなる教育・保育実践を発信することや、地域の教育・保育施設のニーズに応じた研修や交流会を開催し支援していくことで、本市全体の教育・保育の質の向上に資するよう取り組んでいく。

これまで市立幼稚園では、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のあり方やインクルーシブ教育を始めとした今日的な課題に対応した実践研究について、その成果が効果的に活用されるよう情報発信を行ってきたが、全市の教育・保育施設に広げていく役割をより一層果たすことができるよう、実施方法については今後も検討する必要がある。

また、これまでも公立保育所が行ってきた、地域における様々な保育のセーフティーネットとしての役割を引き続き果たしていきながら、多様な保育・子育てニーズに対応するため、機能の再点検に取り組むなど、新規事業を含めた機能の付加について検討する。

本市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを今後策定した際には、本市が目指す教育・保育の実現に向けて、公立施設が全ての教育・保育施設と連携し、積極的に実践研究を行い、その結果について教育・保育の質の向上につながるよう情報を発信していく。

(7) **実施方針7** 質の向上に向けた職員確保の取組

【現状】

- ・ 保育の供給量を満たすとともに、教育・保育の「質の向上」につなげるために必要な、教育・保育に関わる人的資源の確保が困難である。

【方針】

・ 就職支援・魅力発信

進路や職業選択について現実的に考え始める中高生やその保護者、学校関係者等を対象として、教育・保育施設の職場見学や保育体験など、教育・保育の仕事の魅力を積極的に情報発信する機会を増やすなどといった取組について

検討する。

また、潜在保育士や新たに保育士資格を取得した他業種からの転職希望者などを採用につなげるための取組についても新卒保育士の採用の取組とともに検討する。

なお、そのような取組をより効果的なものとするために、教育・保育施設、幼稚園教諭・保育士養成校及び本市が、課題認識を共有して、これまで以上に教育・保育の仕事の魅力向上に向けた取組を連携して行う。

・職員支援・離職防止

教育・保育の質を向上するため、物理的に子どもと離れ各種業務を行うための「ノンコンタクトタイム」の確保、臨床心理士等のカウンセリングによる心理的支援や時代に対応しうるICT環境の整備等、継続的に勤めようと思える環境づくりやより良い働き方を実現できる仕組みづくりを引き続き検討する。

・処遇改善

国による職員配置基準の引き上げに対応できるよう保育士確保を進めるために、国の動向を踏まえながら、給与の面や離職防止・負担軽減といった働きやすさの面での処遇改善を検討する。

(8) **実施方針 8** 幼児期の教育・保育と学校教育との円滑な連携・接続に向けた取組

【現状】

- ・幼児期の教育・保育と小学校教育で育成を目指す資質・能力が一貫して育まれるように、子どもの発達や学びの姿への認識を深め、理解し合い、一貫した質の高い教育を目指すことが求められている。
- ・子どもの育ちをより等しくより公平に検討できる場が求められている。

【方針】

・幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、目指すべき子どもの共通の資質・能力が一貫して育まれるように、これまでの取組を基礎としつつ、国が推進しようとしている「幼保小の架け橋プログラム」や本市が今後策定していく幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のためにどのような取組が必要であるのかを検討し、それを実行していく体制を整備する。

また、その際には、幼稚園や保育所等と、特別支援学級や特別支援学校との円滑な連携・接続のために必要な取組についても検討していく。

・教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一

教育・保育施設を利用する本市の子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくという観点から、令和7年度において、私学助成を受ける私立幼稚園の本市における所管部署が市長部局に統一され、教育・保育を全体的な視点から一元的に企画立案し、情報発信等を行うことができる体制が実現された。

一元化された行政の体制の下、それぞれの施設の教育・保育理念を尊重しつつ、共通化・効率化すべき事項は必要に応じて実施する等、施設類型ごとの特徴を十分に活かせるような企画立案を行うことにより、子どもの最善の利益につなげる。

4 今後について

令和8年1月にパブリックコメントを実施し、市民意見を募集し、その後、令和8年3月に「名古屋市教育・保育施策の実施方針」を策定・公表する。

子どもに関する総合計画を実施するにあたっては、本方針に基づいて施策を推進していくものとする。

参考資料1 経緯

時期	内容	
平成 19 年 10 月	本市	「名古屋市保育施策のあり方指針」策定
平成 21 年 9 月	本市	「名古屋市公立保育所整備計画」策定 ・センター保育所を設置 ・78 のエリアを設定
平成 22 年 3 月	本市	「なごや子ども・子育てわくわくプラン～子どもに関する総合計画～」策定
平成 23 年 1 月	本市	名古屋市待機児童解消プロジェクト開始 ・待機児童対策推進会議の設置 ・名古屋市保育施策検討会議の設置
平成 23 年 4 月	本市	「保育所入所待機児童数調査」にて、全国ワースト 1
平成 24 年 10 月	本市	教育子ども委員会（所管事務調査） ・センター保育所をエリア支援保育所に改称 ・公立保育所 3 つの役割
平成 25 年 4 月	国	「待機児童解消加速化プラン」公表 ・平成 25 年度から平成 29 年度末までの 5 年間で約 50 万人分の保育の受け皿確保
平成 26 年 4 月	本市	国定義の待機児童ゼロを達成 ・エリア支援保育所事業開始
平成 26 年 10 月	本市	「子ども・子育て支援事業計画」策定 ・平成 31 年度末までに約 5,600 人分を新たに整備
平成 26 年 12 月	本市	教育子ども委員会（所管事務調査） ・エリア支援保育所 2 つの方向性 ・エリア支援の重層化として「ユニット」の考え方を導入
平成 27 年 1 月	国	「保育士確保プラン」公表 ・平成 29 年度末までに新たに必要となる 6.9 万人の保育士を確保

時期	内容	
平成 27 年 3 月	本市	「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」策定
平成 27 年 4 月	国	「子ども・子育て支援新制度」開始 ・幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度
平成 29 年 6 月	国	「子育て安心プラン」公表 ・平成 34 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備
平成 30 年 4 月	国	「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」の改訂（改定） ・幼児教育を行う施設として、幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の共通化
令和元年 10 月	国	「幼児教育・保育の無償化」開始 ・保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する 3 歳から 5 歳の全ての子どもたちの利用料の無償化
令和 2 年 3 月	本市	「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」、「子ども・子育て支援事業計画」策定 ・令和 6 年度末までに約 2,900 人分を新たに整備
令和 2 年 12 月	国	「新子育て安心プラン」公表 ・令和 3 年度から令和 6 年度末までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備
令和 4 年 4 月	本市	名古屋市医療的ケア児保育支援事業本格実施
令和 5 年 3 月	本市	「子ども・子育て支援事業計画」の見直し ・令和 6 年度末までに約 300 人分を新たに追加整備
令和 5 年 3 月	国	「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表
令和 5 年 4 月	国	こども家庭庁発足

時期	内容	
令和5年12月	国	「こども未来戦略」、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定
令和6年6月	本市	「今後の教育・保育施策のあり方」についての意見書を受領 参考資料2
令和7年3月	本市	「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」策定
令和7年10月	本市	「今後の教育・保育施策のあり方」についての補足意見を受領 参考資料3

参考資料2

「今後の教育・保育施策のあり方」について（意見書）の概要

区 分	内 容
教育・保育 ニーズの 現状と課題	<p>○将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、民間保育所等が考える適正な定員規模による運営ができるよう、より柔軟な定員減少が可能となるような仕組みづくりや、地域型保育事業の閉園などに対し、待機児童対策がソフトランディングできるよう急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくりを検討する必要がある。</p> <p>○「こども誰でも通園制度」の実施にあたっては、教育・保育の質をしっかりと担保した上で、多くの必要な子どもが利用しやすいよう、国の動向を注視しつつ、制度の検討を行うべきである。</p> <p>○社会情勢の変化から保護者が本来求めていたニーズが顕在化しつつあり、このような動向を見据えた対策が求められている。</p> <p>○年々増加している障害児保育、発達支援や医療的ケア児保育が必要な子どもについて、受け入れ体制の確保を検討する必要がある。</p>
教育・保育の 質の向上 の現状と課題	<p>○名古屋市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定し、幼稚園、保育所等の施設類型を問わず教育・保育の質が担保され、維持されるスキームが必要である。</p> <p>○教育・保育の質を上げていくためには、職員研修等の充実を図るとともに、評価制度のさらなる活用や名古屋市が行う指導監査のより効果的な運用等、名古屋市の教育・保育の実施体制について必要な改善策を検討していく必要がある。また、公民が両輪となり、名古屋市全体の教育・保育の質を上げていくため、公立施設の果たすべき役割についても今一度検討する必要がある。</p> <p>○教育・保育の質を向上するためには、幼稚園教諭・保育士が継続的に勤めようと思える環境をつくり、採用につなげるための取組を行うことが必要である。</p>
教育・保育に 関わる 行政の連携 の現状と課題	<p>○幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のためにどのような取組が必要であるのかを検討し、それを実行していく体制を整備していくことが必要である。また、幼稚園や保育所等を利用する全ての名古屋市の子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくという観点から、まずは私学助成を受ける私立幼稚園の名古屋市における所管部署を統一する。今後、全体的な視点から教育・保育を一元的に企画立案や情報発信等ができるような体制を実現することが必要である。</p>

参考資料3 「今後の教育・保育施策のあり方」について（補足意見）概要

区 分	内 容
利用者負担額 軽減に関わる 現状と課題	○利用者負担額の軽減は、子育て世帯の負担軽減や保育所等を利用していない保護者にとって選択肢を増やすことに繋がることから、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、さらなる利用者負担額の軽減を実施すべきであるが、保育ニーズの増加に伴う待機児童の発生も懸念されることから、実施内容及び実施時期については、就学前児童数等の状況を注視しながら慎重に検討すべきである。
保育ニーズの 増加を見据えた 現状と課題	○利用者負担額の軽減を実施する場合には、保育ニーズの増加が見込まれるが、就学前児童数は年々減少しており、長期的な視点で考えると新たな施設を整備するのではなく、保育所等での受け入れや幼稚園での預かりといった既存の施設を活用する等の対応を検討する必要がある。

《議 題》

- (1) 保育提供体制の確保のための実施計画について

名古屋市における「保育提供体制の確保のための実施計画」について

1 趣旨

令和7年度より、各自治体が作成する保育需要及び提供体制の「見える化」を目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という）について、国による採択を受けた自治体に対して、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援が講じられることとなったことを踏まえ、本市においても当該実施計画を策定する。

なお、実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等において承認（事後承認も可）を得るなど、自治体としての意思決定を経ることが求められていることから、本計画については教育・保育部会において承認を得ることとする。

2 採択種類

- ・待機児童対策
- ・地域の課題に応じた保育提供体制の確保のための対策
- ・こども誰でも通園制度

3 実施計画及び整備計画

- (1) 待機児童対策、地域の課題に応じた保育提供体制の確保のための対策
別紙1参照
- (2) こども誰でも通園制度
別紙2参照

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名:

名古屋市

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

担当者連絡先			
都道府県	愛知県	担当者名	
市区町村	名古屋市	電話番号	052-972-2524
所属(課・室)	幼保企画課	メールアドレス	a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

保育提供区域	複数区域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方	行政区	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	14,752.	16,824.	17,004.	17,191.	17,347.
	1・2歳児	31,388.	31,992.	32,818.	33,164.	33,523.
	3歳以上児	50,049.	47,599.	46,306.	46,526.	47,129.
	合計	96,189.	96,415.	96,128.	96,881.	97,999.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児	2,528.	3,513.	3,810.	4,107.	4,425.
	1・2歳児	19,009.	19,085.	19,584.	19,796.	20,009.
	3歳以上児	29,275.	27,369.	26,624.	26,751.	27,100.
	合計	50,812.	49,967.	50,018.	50,654.	51,534.
(申込)率 ①	0歳児	17.1%	20.9%	22.4%	23.9%	25.5%
	1・2歳児	60.6%	59.7%	59.7%	59.7%	59.7%
	3歳以上児	58.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%
	合計	52.8%	51.8%	52.0%	52.3%	52.6%
(利整備定量員)数	0歳児	4,994.	4,956.	4,963.	4,963.	4,963.
	1・2歳児	19,241.	19,190.	19,205.	19,205.	19,205.
	3歳以上児	33,733.	33,423.	33,424.	33,424.	33,424.
	合計	57,968.	57,569.	57,592.	57,592.	57,592.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各市町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

申込者数(保育ニーズ)の算定式		算定式に用いた要素の推計方法	
算定式	(算定式の例) 就学前児童数×申込率	(文例) ○就学前児童数 ・令和○年○月時点の人口推計を使用 ・過去○年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・令和○年○月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去○年の申込率の増加・減少率の平均を使用	
	0歳児	・利用者の保育ニーズは全域に及ぶ可能性があるため、区域の扱いを柔軟にする必要性が高いことから、全域分を就学前児童数×申込率により算出したうえで、利用人数に応じて各区域に按分	就学前児童数 ・既存の人口推計を使用(出生数の乖離について、一部補正) 申込率 ・過去3か年の申込率の平均増減を使用 ・ニーズ調査により把握された利用意向率を上限とする
	1・2歳児	同上	同上
	3歳以上児	同上	同上
加味する要素	要素の有無	無し	ーブルダウン選択してください。
	要素の説明	(例) ①大規模マンションの建設 令和○年に○〇駅前(○〇区域)に○〇戸規模のマンションが完成予定で、就学前児童数が○〇人増加する見込みのため、令和○年以降の就学前児童数に加味した。 ②宅地開発 ○〇区域において子育て世帯・共働き世帯の流入が増加しているため、令和○年以降の就学前児童数に加味した。 ③女性就業率の上昇 ○〇調査結果に基づき女性就業率の伸び率が今後上昇すると見込んでいるため、申込者数の過去3年平均の伸び率に+○%した。	

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

作成対象:全市区町村

- 「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制の利用定員数(整備量)」にて計画した整備内容及び定員増減の予定を以下に記載すること。**※過年度(令和7年度)のみの整備内容は記入不要。**
- 令和8年度の就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること(定員の増減が生じない整備等は記載不要とする)。

<集計表(自動転記)>

以下の①及び②で記載した詳細について、0歳児、1・2歳児、3歳以上児における令和8年度以降の定員増加を図る施設及び定員減少を図る施設の内訳を記入すること。

①: 令和7年度以降の保育需要と提供体制における利用定員数の前年度比と②: 期間中における整備内容及び定員増減の予定における各年度の「定員増減数(差引合計)」は一致させること。(詳細は印刷範囲外右記の留意事項を参照)

	定員増加を図る施設	定員減少を図る施設	定員増減数 (差引合計)	整備量 (「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」の利用定員数(整備量)の前年度比)	エラーチェック (当セが記している、エラーが生じた場合は、必ず右記の留意事項をご確認いただき、エラーが生じていない状態でご提出ください。)
令和7年度					
令和8年度	23	0	23.0	23.0	○
0歳児	7	0	7.0	7.0	○
1・2歳児	15	0	15.0	15.0	○
3歳以上児	1	0	1.0	1.0	○
令和9年度	0	0	0.0	0.0	○
0歳児	0	0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0	0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0	0	0.0	0.0	○
令和10年度	0	0	0.0	0.0	○
0歳児	0	0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0	0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0	0	0.0	0.0	○

<表①就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請を行う場合（定員変更を伴う整備及び定員変更を伴わないが「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとしている整備に限る）>

愛知県	施設名称(a)	施設種別(b)	整備区分(c)	定員増減数(数のみ)(d)	(d)のうち 0歳児(e)	(d)のうち 1・2歳児(f)	(d)のうち 3歳以上児(g)	整備年度(h) 令和8年度(i)	整備年度(h) 令和9年度(j)	整備年度(h) 令和10年度(k)	定員増減が発生する年度(l)	活用事業(m)	実施区域(n)
名古屋	〇〇園 (補助金等の申請書類における名称と異なること。令和9年度以降は未定も可とする)	認定こども園 (令和9年度以降は未定も可とする)	その他定員変更を伴う整備	-5	-10	15	-10	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	令和10年度 (例として、令和4年2月1日～令和4年4月1日まで に定員増減が発生する場合には「令和9年度」、 令和4年4月2日～令和10年1月1日に定員増減が発生する場合には「令和10年度」 を適用すること。詳細は施設の種類等項を参照)	保育所等改修費等支援事業 (令和9年度以降は未定も可とする)	全域 複数区域名
No.1	新富のぞみ保育園	保育所	増築・増改築	5	2	3	0	〇			令和8年度	就学前教育・保育施設整備交付金	中村
No.2	(仮)ふじがおか保育園	認定こども園	創設	13	3	9	1	〇			令和8年度	就学前教育・保育施設整備交付金	名東
No.3	シャローーム保育園	保育所	増築・増改築	5	2	3	0	〇			令和8年度	就学前教育・保育施設整備交付金	天白
No.4				0									
No.5				0									
No.6				0									
No.7				0									
No.8				0									
No.9				0									
No.10				0									
No.11				0									
No.12				0									
No.13				0									
No.14				0									
No.15				0									
No.16				0									
No.17				0									
No.18				0									
No.19				0									
No.20				0									
No.21				0									
No.22				0									
No.23				0									
No.24				0									
No.25				0									
No.26				0									
No.27				0									
No.28				0									
No.29				0									
No.30				0									
No.31				0									
No.32				0									
No.33				0									
No.34				0									
No.35				0									
No.36				0									
No.37				0									
No.38				0									
No.39				0									
No.40				0									
No.41				0									
No.42				0									
No.43				0									
No.44				0									
No.45				0									
No.46				0									
No.47				0									
No.48				0									
No.49				0									
No.50				0									

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名: 千種

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,057.	1,076.	1,090.	1,106.
	1・2歳児		2,050.	2,113.	2,150.	2,184.
	3歳以上児		3,201.	3,120.	3,084.	3,130.
	合計		6,308.	6,309.	6,324.	6,420.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		237.	257.	277.	299.
	1・2歳児		1,147.	1,177.	1,190.	1,203.
	3歳以上児		1,553.	1,511.	1,518.	1,538.
	合計		2,937.	2,945.	2,985.	3,040.
(申込)率 ①	0歳児		22.4%	23.9%	25.4%	27.0%
	1・2歳児		56.0%	55.7%	55.3%	55.1%
	3歳以上児		48.5%	48.4%	49.2%	49.1%
	合計		46.6%	46.7%	47.2%	47.4%
(利整備定量員)数	0歳児		377.	377.	377.	377.
	1・2歳児		1,186.	1,186.	1,186.	1,186.
	3歳以上児		1,664.	1,664.	1,664.	1,664.
	合計		3,227.	3,227.	3,227.	3,227.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

東

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		706.	715.	726.	738.
	1・2歳児		1,328.	1,378.	1,403.	1,424.
	3歳以上児		1,982.	1,974.	1,975.	2,023.
	合計		4,016.	4,067.	4,104.	4,185.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		185.	201.	216.	233.
	1・2歳児		716.	735.	743.	751.
	3歳以上児		875.	851.	855.	867.
	合計		1,776.	1,787.	1,814.	1,851.
(申込)率 ①	0歳児		26.2%	28.1%	29.8%	31.6%
	1・2歳児		53.9%	53.3%	53.0%	52.7%
	3歳以上児		44.1%	43.1%	43.3%	42.9%
	合計		44.2%	43.9%	44.2%	44.2%
(利整備定量員)数	0歳児		154.	154.	154.	154.
	1・2歳児		591.	591.	591.	591.
	3歳以上児		900.	900.	900.	900.
	合計		1,645.	1,645.	1,645.	1,645.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

北

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,093.	1,101.	1,113.	1,120.
	1・2歳児		2,033.	2,086.	2,105.	2,126.
	3歳以上児		2,920.	2,845.	2,858.	2,897.
	合計		6,046.	6,032.	6,076.	6,143.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		283.	307.	330.	356.
	1・2歳児		1,329.	1,364.	1,379.	1,394.
	3歳以上児		1,768.	1,720.	1,729.	1,751.
	合計		3,380.	3,391.	3,438.	3,501.
(申込)率 ①	0歳児		25.9%	27.9%	29.6%	31.8%
	1・2歳児		65.4%	65.4%	65.5%	65.6%
	3歳以上児		60.5%	60.5%	60.5%	60.4%
	合計		55.9%	56.2%	56.6%	57.0%
(利整備定量員)数	0歳児		288.	288.	288.	288.
	1・2歳児		1,218.	1,218.	1,218.	1,218.
	3歳以上児		1,996.	1,996.	1,996.	1,996.
	合計		3,502.	3,502.	3,502.	3,502.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

西

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,132.	1,147.	1,164.	1,177.
	1・2歳児		2,076.	2,138.	2,165.	2,197.
	3歳以上児		2,874.	2,865.	2,936.	2,986.
	合計		6,082.	6,150.	6,265.	6,360.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		194.	211.	227.	244.
	1・2歳児		1,158.	1,188.	1,201.	1,214.
	3歳以上児		1,596.	1,553.	1,560.	1,581.
	合計		2,948.	2,952.	2,988.	3,039.
(申込)率 ①	0歳児		17.1%	18.4%	19.5%	20.7%
	1・2歳児		55.8%	55.6%	55.5%	55.3%
	3歳以上児		55.5%	54.2%	53.1%	52.9%
	合計		48.5%	48.0%	47.7%	47.8%
(利整備定量員)数	0歳児		331.	331.	331.	331.
	1・2歳児		1,163.	1,163.	1,163.	1,163.
	3歳以上児		1,831.	1,831.	1,831.	1,831.
	合計		3,325.	3,325.	3,325.	3,325.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名: 中村

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,124.	1,151.	1,168.	1,181.
	1・2歳児		1,934.	2,014.	2,062.	2,100.
	3歳以上児		2,476.	2,477.	2,587.	2,664.
	合計		5,534.	5,642.	5,817.	5,945.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		184.	199.	215.	231.
	1・2歳児		1,043.	1,071.	1,082.	1,094.
	3歳以上児		1,388.	1,351.	1,357.	1,375.
	合計		2,615.	2,621.	2,654.	2,700.
(申込)率 ①	0歳児		16.4%	17.3%	18.4%	19.6%
	1・2歳児		53.9%	53.2%	52.5%	52.1%
	3歳以上児		56.1%	54.5%	52.5%	51.6%
	合計		47.3%	46.5%	45.6%	45.4%
(利整備定量員)数	0歳児		327.	329.	329.	329.
	1・2歳児		1,211.	1,214.	1,214.	1,214.
	3歳以上児		2,209.	2,209.	2,209.	2,209.
	合計		3,747.	3,752.	3,752.	3,752.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		747.	777.	806.	824.
	1・2歳児		1,179.	1,250.	1,301.	1,351.
	3歳以上児		1,272.	1,297.	1,361.	1,426.
	合計		3,198.	3,324.	3,468.	3,601.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		127.	138.	149.	160.
	1・2歳児		503.	516.	522.	528.
	3歳以上児		697.	678.	681.	690.
	合計		1,327.	1,332.	1,352.	1,378.
(申込)率 ①	0歳児		17.0%	17.8%	18.5%	19.4%
	1・2歳児		42.7%	41.3%	40.1%	39.1%
	3歳以上児		54.8%	52.3%	50.0%	48.4%
	合計		41.5%	40.1%	39.0%	38.3%
(利整備定量員)数	0歳児		187.	187.	187.	187.
	1・2歳児		608.	608.	608.	608.
	3歳以上児		927.	927.	927.	927.
	合計		1,722.	1,722.	1,722.	1,722.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名: 昭和

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		834.	845.	856.	860.
	1・2歳児		1,621.	1,675.	1,701.	1,725.
	3歳以上児		2,518.	2,467.	2,509.	2,553.
	合計		4,973.	4,987.	5,066.	5,138.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		190.	206.	223.	240.
	1・2歳児		936.	961.	971.	981.
	3歳以上児		1,252.	1,218.	1,224.	1,240.
	合計		2,378.	2,385.	2,418.	2,461.
(申込)率 ①	0歳児		22.8%	24.4%	26.1%	27.9%
	1・2歳児		57.7%	57.4%	57.1%	56.9%
	3歳以上児		49.7%	49.4%	48.8%	48.6%
	合計		47.8%	47.8%	47.7%	47.9%
(利整備定量員)数	0歳児		275.	275.	275.	275.
	1・2歳児		912.	912.	912.	912.
	3歳以上児		1,668.	1,668.	1,668.	1,668.
	合計		2,855.	2,855.	2,855.	2,855.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

瑞穂

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		785.	790.	796.	805.
	1・2歳児		1,535.	1,575.	1,588.	1,600.
	3歳以上児		2,400.	2,332.	2,342.	2,378.
	合計		4,720.	4,697.	4,726.	4,783.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		173.	187.	202.	218.
	1・2歳児		882.	905.	915.	925.
	3歳以上児		1,363.	1,326.	1,332.	1,350.
	合計		2,418.	2,418.	2,449.	2,493.
(申込)率 ①	0歳児		22.0%	23.7%	25.4%	27.1%
	1・2歳児		57.5%	57.5%	57.6%	57.8%
	3歳以上児		56.8%	56.9%	56.9%	56.8%
	合計		51.2%	51.5%	51.8%	52.1%
(利整備定量員)数	0歳児		223.	223.	223.	223.
	1・2歳児		911.	911.	911.	911.
	3歳以上児		1,426.	1,426.	1,426.	1,426.
	合計		2,560.	2,560.	2,560.	2,560.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

熱田

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		429.	433.	438.	440.
	1・2歳児		801.	825.	836.	843.
	3歳以上児		1,184.	1,145.	1,145.	1,164.
	合計		2,414.	2,403.	2,419.	2,447.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		86.	93.	100.	108.
	1・2歳児		523.	536.	542.	548.
	3歳以上児		787.	765.	769.	779.
	合計		1,396.	1,394.	1,411.	1,435.
(申込)率 ①	0歳児		20.0%	21.5%	22.8%	24.5%
	1・2歳児		65.3%	65.0%	64.8%	65.0%
	3歳以上児		66.5%	66.8%	67.2%	66.9%
	合計		57.8%	58.0%	58.3%	58.6%
(利整備定量員)数	0歳児		135.	135.	135.	135.
	1・2歳児		527.	527.	527.	527.
	3歳以上児		972.	972.	972.	972.
	合計		1,634.	1,634.	1,634.	1,634.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名: 中川

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,650.	1,662.	1,666.	1,670.
	1・2歳児		3,026.	3,086.	3,105.	3,121.
	3歳以上児		4,169.	4,056.	4,144.	4,180.
	合計		8,845.	8,804.	8,915.	8,971.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		347.	377.	406.	437.
	1・2歳児		1,892.	1,941.	1,963.	1,983.
	3歳以上児		2,812.	2,735.	2,748.	2,784.
	合計		5,051.	5,053.	5,117.	5,204.
(申込)率 ①	0歳児		21.0%	22.7%	24.4%	26.2%
	1・2歳児		62.5%	62.9%	63.2%	63.5%
	3歳以上児		67.5%	67.4%	66.3%	66.6%
	合計		57.1%	57.4%	57.4%	58.0%
(利整備定量員)数	0歳児		439.	439.	439.	439.
	1・2歳児		1,806.	1,806.	1,806.	1,806.
	3歳以上児		3,387.	3,387.	3,387.	3,387.
	合計		5,632.	5,632.	5,632.	5,632.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		810.	807.	805.	800.
	1・2歳児		1,603.	1,615.	1,607.	1,602.
	3歳以上児		2,509.	2,381.	2,350.	2,338.
	合計		4,922.	4,803.	4,762.	4,740.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		180.	195.	210.	227.
	1・2歳児		1,064.	1,091.	1,103.	1,115.
	3歳以上児		1,810.	1,760.	1,769.	1,791.
	合計		3,054.	3,046.	3,082.	3,133.
(申込)率 ①	0歳児		22.2%	24.2%	26.1%	28.4%
	1・2歳児		66.4%	67.6%	68.6%	69.6%
	3歳以上児		72.1%	73.9%	75.3%	76.6%
	合計		62.0%	63.4%	64.7%	66.1%
(利整備定量員)数	0歳児		291.	291.	291.	291.
	1・2歳児		1,266.	1,266.	1,266.	1,266.
	3歳以上児		2,531.	2,531.	2,531.	2,531.
	合計		4,088.	4,088.	4,088.	4,088.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

南

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		818.	813.	813.	809.
	1・2歳児		1,573.	1,589.	1,580.	1,575.
	3歳以上児		2,333.	2,273.	2,265.	2,266.
	合計		4,724.	4,675.	4,658.	4,650.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		184.	199.	215.	231.
	1・2歳児		1,040.	1,067.	1,079.	1,090.
	3歳以上児		1,560.	1,517.	1,524.	1,544.
	合計		2,784.	2,783.	2,818.	2,865.
(申込)率 ①	0歳児		22.5%	24.5%	26.4%	28.6%
	1・2歳児		66.1%	67.1%	68.3%	69.2%
	3歳以上児		66.9%	66.7%	67.3%	68.1%
	合計		58.9%	59.5%	60.5%	61.6%
(利整備定量員)数	0歳児		239.	239.	239.	239.
	1・2歳児		1,098.	1,098.	1,098.	1,098.
	3歳以上児		1,889.	1,889.	1,889.	1,889.
	合計		3,226.	3,226.	3,226.	3,226.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名: 守山

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0 歳 児		1,392.	1,412.	1,430.	1,444.
	1・2 歳 児		2,796.	2,854.	2,879.	2,917.
	3 歳 以上 児		4,375.	4,264.	4,215.	4,246.
	合 計		8,563.	8,530.	8,524.	8,607.
ズ(申込保育者)数 ②	0 歳 児		273.	296.	320.	345.
	1・2 歳 児		1,675.	1,719.	1,737.	1,756.
	3 歳 以上 児		2,452.	2,386.	2,397.	2,428.
	合 計		4,400.	4,401.	4,454.	4,529.
(申込)率 ①	0 歳 児		19.6%	21.0%	22.4%	23.9%
	1・2 歳 児		59.9%	60.2%	60.3%	60.2%
	3 歳 以上 児		56.0%	56.0%	56.9%	57.2%
	合 計		51.4%	51.6%	52.3%	52.6%
(利整備定量員)数	0 歳 児		395.	395.	395.	395.
	1・2 歳 児		1,542.	1,542.	1,542.	1,542.
	3 歳 以上 児		3,020.	3,020.	3,020.	3,020.
	合 計		4,957.	4,957.	4,957.	4,957.
待機児童数	0 歳 児		0.			
	1・2 歳 児		0.			
	3 歳 以上 児		0.			
	合 計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名:

緑

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0 歳 児		1,975.	1,981.	1,997.	2,021.
	1・2 歳 児		3,977.	4,042.	4,052.	4,075.
	3 歳 以上 児		6,322.	6,056.	6,053.	6,084.
	合 計		12,274.	12,079.	12,102.	12,180.
ズ(申 込 育 者 二) 数 ②	0 歳 児		404.	438.	472.	508.
	1・2 歳 児		2,471.	2,536.	2,563.	2,590.
	3 歳 以上 児		3,523.	3,427.	3,444.	3,488.
	合 計		6,398.	6,401.	6,479.	6,586.
(申 込 率 ①)	0 歳 児		20.5%	22.1%	23.6%	25.1%
	1・2 歳 児		62.1%	62.7%	63.3%	63.6%
	3 歳 以上 児		55.7%	56.6%	56.9%	57.3%
	合 計		52.1%	53.0%	53.5%	54.1%
(利 整 用 備 定 量 員 数)	0 歳 児		664.	664.	664.	664.
	1・2 歳 児		2,460.	2,460.	2,460.	2,460.
	3 歳 以上 児		4,268.	4,268.	4,268.	4,268.
	合 計		7,392.	7,392.	7,392.	7,392.
待 機 児 童 数	0 歳 児		0.			
	1・2 歳 児		0.			
	3 歳 以上 児		0.			
	合 計		0.			

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,128.	1,142.	1,158.	1,174.
	1・2歳児		2,274.	2,331.	2,361.	2,393.
	3歳以上児		3,714.	3,557.	3,536.	3,580.
	合計		7,116.	7,030.	7,055.	7,147.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		229.	249.	268.	289.
	1・2歳児		1,304.	1,338.	1,352.	1,367.
	3歳以上児		1,981.	1,927.	1,936.	1,961.
	合計		3,514.	3,514.	3,556.	3,617.
(申込)率 ①	0歳児		20.3%	21.8%	23.1%	24.6%
	1・2歳児		57.3%	57.4%	57.3%	57.1%
	3歳以上児		53.3%	54.2%	54.8%	54.8%
	合計		49.4%	50.0%	50.4%	50.6%
(利整備定量員)数	0歳児		299.	302.	302.	302.
	1・2歳児		1,350.	1,359.	1,359.	1,359.
	3歳以上児		2,334.	2,335.	2,335.	2,335.
	合計		3,983.	3,996.	3,996.	3,996.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

保育提供体制の確保のための実施計画(保育提供区域) 保育提供区域名: 天白

上記の保育提供区域名はシート名から自動転記されます シート名例) ◎△△区 ×様式1-2(△△区) 1

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制(保育提供区域を複数設定している市区町村のみ)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児		1,144.	1,152.	1,165.	1,178.
	1・2歳児		2,186.	2,247.	2,269.	2,290.
	3歳以上児		3,350.	3,197.	3,166.	3,214.
	合計		6,680.	6,596.	6,600.	6,682.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児		237.	257.	277.	299.
	1・2歳児		1,402.	1,439.	1,454.	1,470.
	3歳以上児		1,952.	1,899.	1,908.	1,933.
	合計		3,591.	3,595.	3,639.	3,702.
(申込)率 ①	0歳児		20.7%	22.3%	23.8%	25.4%
	1・2歳児		64.1%	64.0%	64.1%	64.2%
	3歳以上児		58.3%	59.4%	60.3%	60.1%
	合計		53.8%	54.5%	55.1%	55.4%
(利整備定量員)数	0歳児		332.	334.	334.	334.
	1・2歳児		1,341.	1,344.	1,344.	1,344.
	3歳以上児		2,401.	2,401.	2,401.	2,401.
	合計		4,074.	4,079.	4,079.	4,079.
待機児童数	0歳児		0.			
	1・2歳児		0.			
	3歳以上児		0.			
	合計		0.			

(別添)

保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

担当者連絡先			
都道府県	愛知県	担当者名	
市区町村	名古屋市	電話番号	052-972-2524
所属(課・室)	幼保企画課	メールアドレス	a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(1) 今年度受けたい採択及び財政支援を選択してください。

※「こども誰でも通園制度」に関するものを除く。

【採択の種類】

採択1：待機児童対策

要件① 当該年度4月1日時点で待機児童数10人以上が見込まれる

要件② 過去3年間のいずれかで待機児童数1人以上生じている、又は、令和5年度と令和6年度のいずれかで財政支援の対象となる事業を実施している

要件③ 当該年度4月1日時点で待機児童数1人以上が見込まれる、又は、今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる

※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合に限る。

採択2：人口減少対策

採択3：その他の地域課題

【採択により受けられる支援】

①採択種類(あてはまるもの全て)

<input type="checkbox"/>	採択1(待機児童対策のうち要件①)	<input checked="" type="checkbox"/>	採択1(待機児童対策のうち要件②)
<input type="checkbox"/>	採択1(待機児童対策のうち要件③)	<input type="checkbox"/>	採択2(人口減少対策)
<input type="checkbox"/>	採択3(その他の地域課題)		

②財政支援（あてはまるもの全て）

選択欄	財政支援	必要な採択
	A 就学前教育・保育施設整備交付金（補助率の嵩上げ）	待機児童対策（要件①） ／人口減少対策
	B 保育所等改修費等支援事業（補助率の嵩上げ）	待機児童対策（要件①） ／人口減少対策
	C 就学前教育・保育施設整備交付金（設置主体の緩和）	待機児童対策（要件①③） ／人口減少対策
<input type="radio"/>	D 保育士宿舎借り上げ支援事業	地域課題
<input type="radio"/>	E 民有地マッチング事業	待機児童対策 （要件①②）
<input type="radio"/>	F 保育利用支援事業	待機児童対策 （要件①②）
	G 広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合 や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件	地域課題
<input type="radio"/>	H 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
	I 利用者支援事業（基本型） ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ	地域課題
<input type="radio"/>	J 利用者支援事業（特定型）	地域課題
	K 一時預かり事業（一般型） ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策 （要件①②）
<input type="radio"/>	L 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	地域課題
	M 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策 （要件①②）
	N 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策 （要件①②）

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

整備費	<input type="checkbox"/>	A	<input type="checkbox"/>	B	<input type="checkbox"/>	C				
整備費以外	<input type="checkbox"/>	E	<input type="checkbox"/>	F	<input type="checkbox"/>	K	<input type="checkbox"/>	M	<input type="checkbox"/>	N

（２）－ １

（１）①で採択１（要件①）又は採択１（要件③）を選択した場合、待機児童数の見込み方法について記載してください。

※採択１（要件③）のうち「待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大を見込んでいる」に該当する場合には、保育ニーズの増大が見込まれる理由について記載してください。

（２）－ ２

（１）①で採択１（要件①）又は採択１（要件③）を選択した場合、待機児童の発生要因について貴市区町村の保育提供体制の状況を踏まえて記載してください。

（２）－ ３

待機児童対策として、貴市区町村が力を入れて取り組む課題を全て選択してください。

<input type="checkbox"/>	①認可保育所等の受け皿整備	<input type="checkbox"/>	②認可保育所等以外の受け皿整備	<input type="checkbox"/>	③保護者と保育所等のマッチング
<input type="checkbox"/>	④保育人材の確保	<input type="checkbox"/>	⑤その他（具体的に： _____）		

（２）－ ４

（２）－ ３で選択した項目に対して、貴市区町村において取り組んでいる内容について具体的に記載してください。

- ・全区役所・支所に配置された保育案内人を中心に、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな支援を実施している。
- ・保育提供体制の確保・充実に向け、認可保育所等の受け皿整備を実施している。具体期には、老朽改築、幼稚園からの認定こども園への移行、賃貸方式による民間保育所等の設置。なお、就学前児童数の減少や国の保育提供体制の確保に向けた方針を受け、定員の増加を伴わない整備の実施や、賃貸方式による民間保育所等の整備地域の慎重な精査を進めている。
- ・保育士の有効求人倍率が高止まりしている現状を踏まえ、本市独自で、民間保育所等の保育士に対し、公立保育所の保育士と同等の給与水準となるように補助をしているほか、奨学金返済支援事業や宿舍借り上げ支援事業等を実施し、処遇改善を図っている。また、業務効率化（ICT）推進事業や、カウンセラー体制整備事業、保育体制強化事業、おむつ処分補助事業等を実施しており、保育士の負担軽減や離職防止・就業継続に努めている。

(2) - 5

財政支援 A、B、C、E、F、K、M、Nについて、(2) - 2 ~ (2) - 4 で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

E：市内における局所的なニーズへの対応として、賃貸方式による民間保育所等の設置を検討しており、実施に際しては都市部を中心とした用地不足への対応を図るため、民有地マッチング事業により設置を促進する必要がある。
F：保護者がより円滑に職場に復帰できるように、産休育休開始時に、利用する保育所等を指定して予約を行う事業を実施している。事業実施施設において、看護師等の職員を配置することで、保護者や市町村との連絡調整及び保護者への相談対応等を行い、対象子どもも円滑に保育所等の利用を開始できるようにサポートする体制のある園を増やしていくため。

設問 (3) は採択 2 (人口減少対策) を希望する市区町村が記載対象です。

(3) - 1

実施予定の整備について、該当するものを全て選択してください。

	統廃合に係る整備		多機能化に係る整備		定員の縮小に係る整備
	その他 (具体的に：)				

(3) - 2

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題、今回実施予定の整備内容及び貴市区町村における今後の保育提供体制の在り方を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①保育提供体制の現状・課題

※保育提供区域内の保育所等数、各保育所等の定員数及び利用児童数などを含めて記載してください。なお、実施計画の「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」における「申込者数 (保育ニーズ)」において、令和8年度以降減少がみられない場合には、財政支援を受けないことにより保育ニーズの減少が見込まれると考える理由について具体的に記載してください。

②実施予定の整備の詳細

※統廃合や定員の縮小に係る整備の場合には、整備実施後の保育所等数、各保育所等の定員数及び利用児童数などを含めて記載してください。また、多機能化に係る整備の場合には、多機能化にあたってどのような事業等を実施されるのか記載してください。なお、実施予定の整備が複数ある場合には、それぞれの内容を記載してください。

③今後の保育提供体制の在り方

※（３）－２の①②も踏まえて記載してください。

設問（４）は採択３（その他の地域課題）を希望する市区町村が記載対象で

（４）－１

①課題

・働き方の多様化や配慮が必要な子どもの増加等、多様な教育・保育ニーズへの期待が高まっていること。
・名古屋市子どもに関する総合計画において、保育所等待機児童対策として、「局地的な保育ニーズの増加について保育所等の新設等により対応するとともに、既存保育所等の改築等により利用枠の維持・確保を実施。あわせて、将来的な保育ニーズを把握し、動向を見据えた取り組みを実施。」と規定している。

一方、保育ニーズの増加が見込まれない場合では、就学前児童数の減少が進む現在においても、既存の賃貸方式による民間保育所等が閉園した場合には、地域における待機児童の発生が見込まれるため、引き続き都市部における保育所等への賃借料支援事業により、賃貸方式による民間保育所等の運営の継続が必要である。

なお、賃貸方式による民間保育所等とは別に多くの地域型保育事業が運営されており、地域型保育事業の方が施設の経営体力としては少ないと思われる。そのため、今後は、まずは地域型保育事業の閉園が進み、その在園児を賃貸方式を含む民間保育所等で吸収することが想定されるため、地域型保育事業の閉園が一定程度進むまでは、引き続き賃貸方式による民間保育所等の継続が必要となる見込み。

・保育士の有効求人倍率が高止まりしているほか、保育士養成施設の卒業者のうち、教育・保育施設への就職に至っていない者が一定数いることや、保育士養成施設への入学者自体が減少傾向にあること等を受け、保育士確保が年々困難となってきた。

②今後取り組むべき内容

- ・保護者に対し、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな支援を引き続き実施していく必要がある。今後も保育案内人を全区役所支所に配置することで、丁寧な案内を継続し、待機児童対策にも寄与する。（子どもに関する総合計画）
- ・保育士確保支援として、更なる処遇改善や就業継続及び離職防止に資する事業のほか、就職支援にかかる事業等を実施。（子どもに関する総合計画）また、保育士養成施設も進路先の選択肢の1つに入るよう、特に中高生に向けた保育士の魅力向上につながるような事業も実施予定。

※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数（ホームページ掲載されていない場合はデータ添付してください。）

名古屋市子どもに関する総合計画（<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1008907/1034195/1032446.html>）

(4) - 2

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

<input type="radio"/> D	<input type="checkbox"/> G	<input type="radio"/> H	<input type="checkbox"/> I	<input type="radio"/> J	<input type="radio"/> L
-------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------

- ・D：R7年度において、本制度の対象となっている保育士は380人であり、来年度も322人継続利用、125人新規活用の見込みである。一般財源に限られる中、今後も引き続き保育士確保の支援を行うためには、財政支援が必要である。
- ・J：全区役所支所に複数人の保育案内人を配置し、出張相談も実施している。一般財源に限られる中、引き続き実施するためには、財政支援が必須である。
- ・H：本市においては、本制度の対象となる施設は131施設あり、補助所要額は約5億円となっている。一般財源に限られる中、今後も引き続き待機児童対策として賃貸方式による民間保育所等の継続をするためには、引き続き財政支援が必要である。
- ・L：R7年度においては12月までの各月の利用児童数の合計は445人となっている。2歳児の保育の必要量を確保するために今後も引き続き財政支援が必要である。

設問（5）は採択を希望する全ての市区町村が記載対象です。

（5）

様式1-1、1-2及び当該様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してください。

※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

	承認済み	（承認時期：		）
○	事後承認予定	（承認予定時期：	令和8年2月20日（金）	）

以上で回答終了です。

1. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

※ 本様式は、令和8年度に、就学前教育・保育施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金における保育所等改修費等支援事業を活用し、乳児等通園支援事業所の整備を行う市区町村のうち、補助率の嵩上げ希望する場合に提出が必要なものです。

当該交付金・補助金の補助率嵩上げを受けずに整備を行う市区町村及び令和8年度中に当該交付金・補助金を活用しない市

担当者連絡先

都道府県

愛知県

担当者名

市区町村

名古屋市

電話番号

所属(課・室)

幼保企画課

メールアドレス

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数	0歳児	14,752.	16,763.	16,926.	17,111.	17,264.
	1歳児	15,546.	16,378.	16,521.	16,678.	16,859.
	2歳児	15,842.	15,494.	16,126.	16,264.	16,417.
	合計	46,140.	48,635.	49,573.	50,053.	50,540.
対象児童数	0歳児	5,080.	6,624.	6,560.	6,503.	6,421.
	1歳児	7,120.	6,841.	6,735.	6,785.	6,861.
	2歳児	6,029.	5,946.	6,328.	6,361.	6,406.
	合計	18,229.	19,411.	19,623.	19,649.	19,688.
利用率	0歳児	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%
	1歳児	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%
	2歳児	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%
（利用者）数	0歳児	2,170.	2,829.	2,802.	2,777.	2,742.
	1歳児	3,041.	2,922.	2,876.	2,898.	2,930.
	2歳児	2,575.	2,539.	2,703.	2,717.	2,736.
	合計	7,786.	8,290.	8,381.	8,392.	8,408.
必要受入時間数	0歳児	21,700.	28,284.	28,012.	27,768.	27,418.
	1歳児	30,410.	29,211.	28,760.	28,973.	29,298.
	2歳児	25,750.	25,390.	27,019.	27,162.	27,353.
	合計	77,860.	82,885.	83,791.	83,903.	84,069.
（必要整備定員）数	0歳児	0.	0.	30.	94.	127.
	1歳児	0.	0.	30.	93.	127.
	2歳児	0.	0.	30.	93.	126.
	合計	0.	0.	90.	280.	380.

【利用者数(こども誰でも通園制度のニーズ)算定の考え方】

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各項目欄の考え方は例示であり、各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定する。

	利用者数（こども誰でも通園制度のニーズ）		算定式に用いた要素の推計方法
算定式		(算定式の例) ・対象児童数((就学前児童数-保育所等利用児童数)÷2)×利用率	(文例) ○就学前児童数 ・令和○年○月時点の人口推計を使用 ・過去○年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○利用率 ・令和○年○月に実施したニーズ調査により見込んだ利用率を使用
	0歳児	・対象児童数((就学前児童数÷2)-保育所等利用児童数×利用率)	○就学前児童数 本市第三期子ども子育て支援事業計画において使用している将来人口推計を使用 ○利用率 本事業の具体的な内容が本市第三期子ども子育て支援事業計画策定段階で固まっておらず、利用者の意向の把握が困難なため、外形上類似しているとされる一時預かり事業の令和5年度の利用意向率「42.7%」を使用
	1歳児	・対象児童数(就学前児童数-保育所等利用児童数)×利用率	同上
	2歳児	同上	同上
加味する要素	要素の有無	有り（上記の他に加味する要素がある）	→プルダウン選択してください。
	要素の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に事業開始している事業所について、「2」において、「定員増減が発生する年度」に令和8年度として計上。 ・実際の改修計画は、「2」のとおりとしていることから、「1」の必要定員数に計画上の値を計上。 →「必要受入時間数」を176で割った値とは異なる。	

2. 期間中におけるこども誰でも通園制度の定員増減の予定

- 「1. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制」の必要定員数（整備量）にて計画した整備内容及び定員増減の予定を以下に記載すること。
- 就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること。

<集計表（自動転記）>

増減年度	定員増加を図る施設 (新設、増改築)	定員減少を図る施設 (閉園等)	定員増減数
令和8年度	90	0	90
令和9年度	190	0	190
令和10年度	100	0	100
計	380	0	380

※以下の項目については、上記財政支援の実施要綱及び協議書や交付申請といった各種資料と整合性をとること。

	施設名 (a)	施設種別 (b)	整備区分 (c)	定員増減数 (値のみ) (d)	整備期間 (e)	定員増減が発生する年度 (f)	活用事業 (g) ※自動入力
	例 (○×保育園)	保育所	創設		3 単年度 (R8)	令和 8 年度	就学前教育・ 保育施設整備 交付金
No. 1	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 2	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 3	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 4	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 5	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 6	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 7	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 8	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 9	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 10	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 11	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 12	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 13	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 14	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 15	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 16	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 17	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 18	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 19	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 20	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 21	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 22	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 23	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 24	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 25	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 26	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 27	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 28	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 29	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 30	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 31	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 32	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 33	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 34	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 35	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 36	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業
No. 37	未定	その他施設	改修		2 単年度 (R8)	令和 8 年度	保育所等改修 費等支援事業

No. 158	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 159	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 160	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 161	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 162	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 163	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 164	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業
No. 165	未定	その他施設	改修		4	単年度 (R11)	令和11年度	保育所等改修費等支援事業

3. 「こども誰でも通園制度」の実施における整備状況

(1) 「こども誰でも通園制度」に関して今年度受けたい採択及び財政支援と整備・改修する施設種別等について、あてはまるもの全てを選択してください。

(財政支援)

選択欄	財政支援
<input type="checkbox"/>	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)
<input type="checkbox"/>	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)

(整備・改修する施設種別)

<input type="checkbox"/>	①認可保育所	<input type="checkbox"/>	②幼稚園	<input type="checkbox"/>	③認定こども園
<input type="checkbox"/>	④家庭的保育事業	<input type="checkbox"/>	⑤小規模保育事業	<input type="checkbox"/>	⑥地域子育て支援拠点
<input type="checkbox"/>	⑦児童発達支援	<input type="checkbox"/>	⑧その他 ()		

(2) 貴市区町村における「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備状況に関して、経過措置が終了する令和10年度当初に必要な整備量(必要定員数)に対する現時点(令和8年4月1日)及び当該年度の整備・改修終了時点における達成度について、あてはまる状況を選択してください。

(現時点(4月1日時点))

<input type="checkbox"/>	①10%未満	<input type="checkbox"/>	②10%以上25%未満	③25%以上50%未満
<input type="checkbox"/>	④50%以上75%未満	<input type="checkbox"/>	⑤75%以上90%未満	⑥90%以上

(整備・改修終了(年度末)時点)

<input type="checkbox"/>	①10%未満	<input type="checkbox"/>	②10%以上25%未満	③25%以上50%未満
<input type="checkbox"/>	④50%以上75%未満	<input type="checkbox"/>	⑤75%以上90%未満	⑥90%以上
<input type="checkbox"/>	⑥100%			

(3) (1)で選択した財政支援A、Bを必要とする理由について、地域における保育ニーズや保育提供体制の状況等も踏まえながら記載してください。

こども誰でも通園制度の実施事業所を拡充するにあたり、必要な改修費等を補助する必要があるため。

(3) 本様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してください。

※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

<input type="checkbox"/>	承認済み (承認時期: 令和〇年〇月)
<input type="checkbox"/>	事後承認予定 (承認予定時期: 令和〇年〇月)

4. こども誰でも通園制度総合支援システムの導入予定

こども誰でも通園制度総合支援システムの導入予定を選択してください。

選択欄	財政支援
<input type="checkbox"/>	A 導入済み
<input type="checkbox"/>	B 令和8年度より導入予定
<input type="checkbox"/>	C 導入予定は無い → 嵩上げ対象外であるため、本様式の提出は

設問は以上です。

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。(R7年度採択市区町村数 645市区町村(令和7年12月時点))

採択分類・採択対象

【認可保育所等(※1)】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村(※3)

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(※4)

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の高上げ(1/2→2/3) (※5) 設置主体の要件緩和(※6)
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業(予約制)	補助要件
④一時預かり事業(一般型)	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の高上げ(1/2→2/3) 設置主体の要件緩和(※6)

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業(基本型)	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業(特定型)	補助要件
⑥一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	補助要件

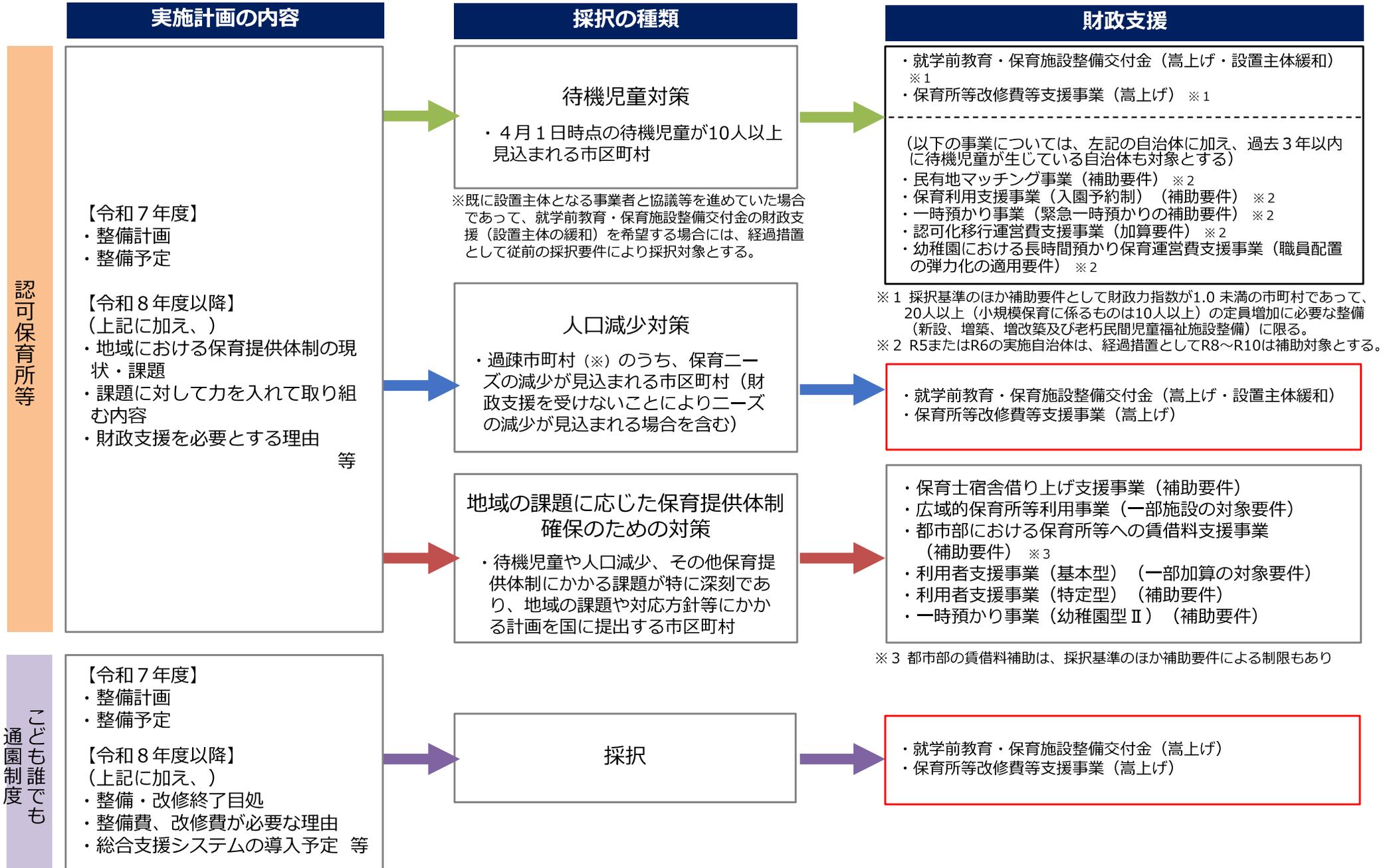
【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ(1/2→2/3)

- ※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
- ※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム



※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びびみなし過疎市町村

※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ることを要するものとする（事後の承認を含む）。

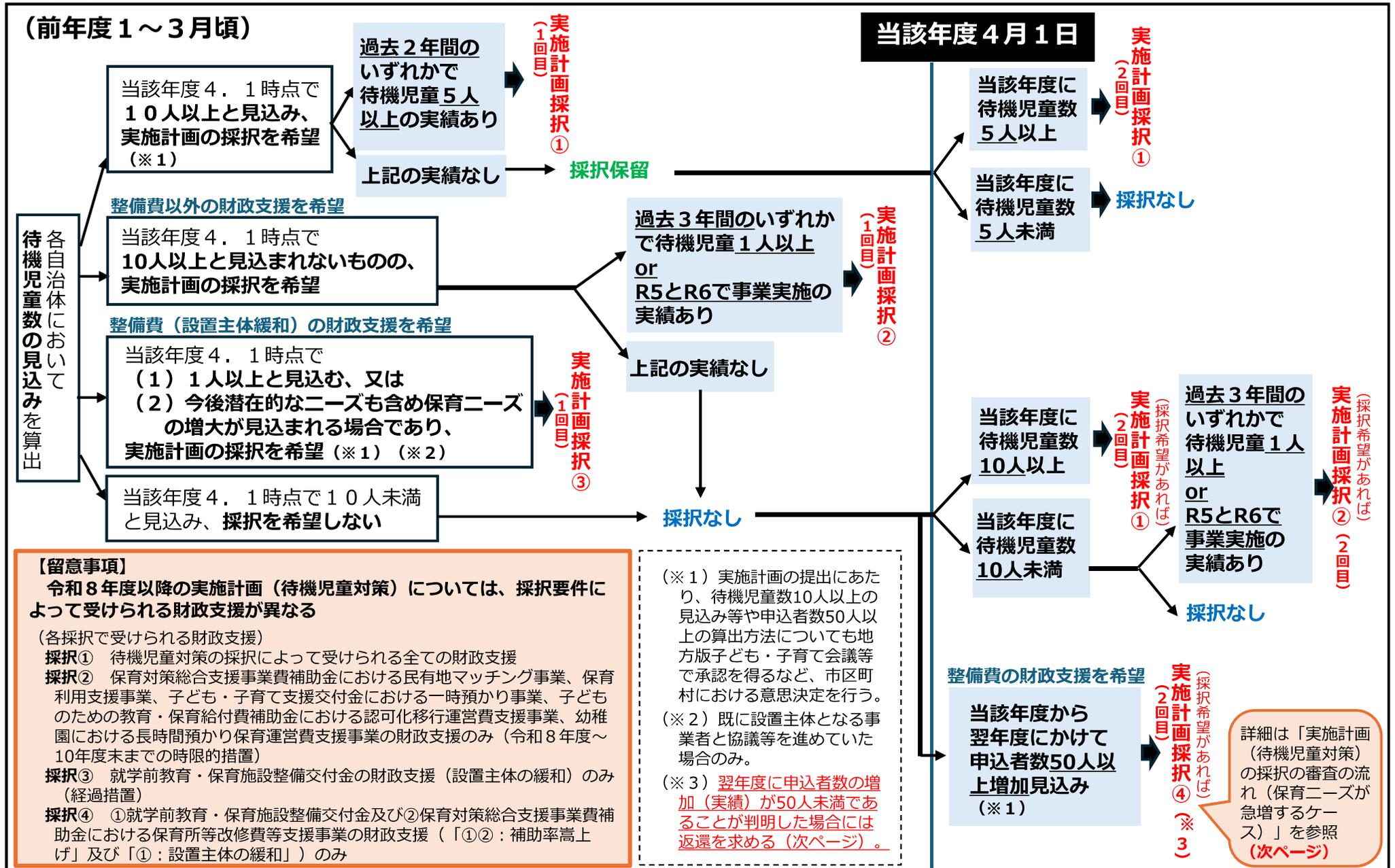
(参考) 令和7年度～令和8年度以降における対応の変更点

※1 下線は前年度の運用からの変更点

	令和7年度当初予算	令和8年度以降(※1)
採択種類	①待機児童対策 ②人口減少対策 ③地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策	
対象自治体 (経過措置を含む)	①R7.4.1時点で、待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村 ②過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む) ③待機児童対策・人口減少対策、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村	①<整備費・改修費> ・ <u>財政支援を受ける各年度の4月1日時点において、待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)</u> ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、各年度時点で、 <u>待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村(経過措置)</u> <整備費・改修費以外> 上記に加え、 ・ <u>過去3年のいずれかの4月1日時点において待機児童が生じている市区町村</u> ・ <u>令和5年度または令和6年度に実施している市区町村(令和10年度までの経過措置)</u> ②左記と同様 ③左記と同様
財政支援	R7年度以降、p1に記載の通り変更(廃止する支援については、R7年度より廃止)	
実施計画様式	・整備計画 ・整備予定	左記に加え、 ・地域における保育提供体制の現状・課題 ・課題に対して力を入れて取り組む内容 ・財政支援を必要とする理由 等
地方版子ども・子育て会議等での承認	不要	必要(ただし、会議日程等の事情により事後の承認となる場合も可)

実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ

「保育提供体制の確保のための実施計画」のうち「待機児童対策」の採択について、
「待機児童が10人以上見込まれる市区町村」に関する審査の流れについては以下のとおりとする。



実施計画（待機児童対策）の採択の種類

参考

令和8年度以降の**実施計画（待機児童対策）**については、採択要件によって受けられる財政支援が異なります。それぞれの「採択要件」及び「受けられる財政支援」は以下のとおりです。

	採択要件	受けられる財政支援	備考
実施計画採択①	4月1日時点の 待機児童が10人以上 見込まれる市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設整備交付金（高上げ・設置主体緩和） ・保育所等改修費等支援事業（高上げ） ・民有地マッチング事業（補助要件） ・保育利用支援事業（入園予約制）（補助要件） ・一時預かり事業（緊急一時預かりの補助要件） ・認可化移行運営費支援事業（加算要件） ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業（職員配置の弾力化の適用要件） 	全ての財政支援を受けることが可能
実施計画採択②	過去3年以内に待機児童 が生じている市区町村 （ただし、上記を満たさない場合でも、R5またはR6に右記事業を実施している場合、 R10までは経過措置として財政支援の対象とする ）	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地マッチング事業（補助要件） ・保育利用支援事業（入園予約制）（補助要件） ・一時預かり事業（緊急一時預かりの補助要件） ・認可化移行運営費支援事業（加算要件） ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業（職員配置の弾力化の適用要件） 	整備費以外の財政支援を受けることが可能
実施計画採択③【経過措置】	4月1日時点において、 ① 待機児童が1人以上 見込まれる市区町村 又は ②待機児童が見込まれない場合であっても 今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大 が見込まれる市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設整備交付金（設置主体緩和のみ） （※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた整備案件のみ） 	経過措置 整備費の「設置主体緩和」のみ財政支援を受けることが可能
実施計画採択④	当該年度から翌年度にかけて 申込者数の増加が50人以上 と見込まれる市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設整備交付金（高上げ・設置主体緩和） ・保育所等改修費等支援事業（高上げ） 	4月1日以降の2回目のタイミングで採択 整備費の財政支援を受けることが可能

実施計画・整備計画の考え方

【実施計画】

市区町村は、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、国に提出していただくこととしています。また、財政支援を希望する市区町村は、実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行っていただく必要があります。

①「実施計画」の作成様式

- 「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体 … 様式 1-1、1-2、様式 2
「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望しない自治体 … 様式 1-1

②「実施計画」（様式 1-1）の作成に当たっての考え方

1. 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制

- 令和 11 年度までの各年度の「就学前児童数」・「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる 5 か年の全体計画を策定する。

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

- 上記で作成した令和 11 年度までの「利用定員数（整備量）」の計画が達成できるよう、個別の施設ごとの定員増減を考えて、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育所等改修費等支援事業」を活用して実施する 5 か年の整備計画を記載する。また、定員変更を伴わない「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとする整備がある場合も同様に記載する。
また、上記整備交付金及び改修費支援等事業を活用せずに定員増減を行う施設について、その実施内容などを記載する。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

【整備計画】

市区町村において「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備計画に基づく施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出していただくこととしております。

また、整備計画の提出にあたっては、市区町村が計画的に整備を進めるものとして、地方版子ども・子育て会議等にて承認を得ていただく必要があります。

①「整備計画」の作成様式

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする自治体 … 施設整備計画協議登録様式(いわゆる「エントリーシート」)

②「整備計画」の作成に当たっての考え方

- 市区町村ごとに作成した「実施計画」に基づき、各年度（令和 8 年度）に計画している「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする全ての必要な施設整備事業について作成する。
※ 「整備計画（エントリーシート）」をもって、「就学前教育・保育施設整備交付金」の採択予定事業として仮決定を行うため、実施計画に記載のない施設整備事業(老朽化対策など定員変更を伴わない整備事業、乳児等通園支援事業所のための整備など)についても全て記載すること。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

整備費の国庫補助を受けようとする自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

- ・「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

会議体・諮り方

- ・ 原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。

《議 題》

(2) 令和8年4月における利用定員の設定について

令和8年4月における利用定員の設定について

<概要>

以下のことについて、意見聴取を行う。

- ・令和8年4月に社会福祉法人立化する保育所の利用定員の設定について
- ・令和8年4月における乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

【参考】これまでの経緯

子ども・子育て支援新制度において、「幼保連携型認定こども園の認可」、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び乳児等通園支援の利用定員設定」を行う場合、子ども・子育て支援協議会等に意見を聞かなければならないとされている。（認定こども園法 第17条第3項）（子ども・子育て支援法 第31条第2項、第43条第2項及び第54条の2第3項）

「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する意見聴取」については、幼保連携型認定こども園を認可する場合とは異なり法定事項ではないが、子どもが利用する施設という意味では同様であることから、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限が平成30年4月より政令市へ移譲されたことを受け、平成29年度第2回教育・保育部会において、幼保連携型認定こども園の取扱いに準じて意見聴取を行うこととなった。

●教育・保育施設等の認可、認定及び利用定員設定にかかる意見聴取の実施主体

区 分	認可に関する意見聴取	認定に関する意見聴取	利用定員設定にかかる意見聴取
幼保連携型認定こども園	教育・保育部会		教育・保育部会 (但し、幼稚園は新制度へ移行する施設のみ対象)
上記以外の認定こども園		教育・保育部会	
幼稚園	(県) 私立学校審議会		
保育所	児童福祉専門分科会		
地域型保育事業			
乳児等通園支援事業			

(1) 令和8年4月における利用定員の設定について

ア 保育所（法人の社会福祉法人化に伴い、令和8年4月に運営主体変更予定）

番号	区分	所在区 (小学校区)	変更後法人の 種別	施設名	3号			2号			合計	備考
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
1	運営主体の変更	北 (辻)	社会福祉法人	徳風幼稚園	2	15	20	20	20	20	97	

※現在の保育所の運営主体が宗教法人立から社会福祉法人立へ変更になりますが、運営実態としては変わらず、

定員の変更もありません。

《議 題》

(3) 令和8年4月における利用定員の設定について（乳児等通園支援事業）

(1) 令和8年4月における利用定員の設定について（乳児等通園支援事業）

番号	区分	所在区	法人種別	施設類型	施設名称	事業名称	利用定員	備考
1	新設	千種	社会福祉法人	保育所	春岡夜間保育園	春岡夜間保育園 誰でも通園	6人	
2	新設	千種	社会福祉法人	保育所	ひだまりkids千代田橋保育園	だれでもkids千代田橋保育園	6人	
3	新設	東	社会福祉法人	保育所	ひだまりkids葵保育園	だれでもkids葵保育園	3人	
4	新設	北	株式会社	保育所	こどものまち杉村保育園	まちのぽけっと	3人	
5	新設	北	社会福祉法人	認定こども園	オアシスはとおかこども園	オアシスひろば はとおか	6人	
6	新設	西	社会福祉法人	認定こども園	新生保育園	にじ組	4人	
7	新設	西	学校法人	認定こども園	にじいろこどもえん	にじいろだれ通	4人	
8	新設	西	学校法人	認定こども園	きぼうのこどもえん	きぼうだれ通	3人	
9	新設	瑞穂	社会福祉法人	保育所	たんぽぽ保育園	こども誰でも通園 たんぽぽ	6人	
10	新設	中川	社会福祉法人	保育所	打出保育園	打出保育園 誰でも通園	6人	
11	新設	中川	学校法人	認定こども園	おひさまこどもえん	おひさまだれ通	4人	
12	新設	中川	社会福祉法人	認定こども園	あおぞらこどもえん	だれでもあおぞら	9人	
13	新設	中川	学校法人	認定こども園	だいちのこどもえん	だいちだれ通	3人	
14	新設	中川	社会福祉法人	認定こども園	なないろこどもえん	だれでもなないろ	9人	

番号	区分	所在区	法人種別	施設類型	施設名称	事業名称	利用定員	備考
15	新設	港	社会福祉法人	認定こども園	名古屋ドレミこども園	わくわく	6人	
16	新設	港	社会福祉法人	認定こども園	親愛保育園	誰でもしんあい	6人	
17	新設	港	社会福祉法人	認定こども園	たからうらこども園	HELLO!	6人	
18	新設	港	学校法人	幼稚園	慶和幼稚園	けいわニコニコクラス	4人	
19	新設	南	社会福祉法人	認定こども園	白水保育園	白水保育園誰でも通園ルーム	4人	
20	新設	南	社会福祉法人	認定こども園	笠寺幼児園	かさでらひろば	6人	
21	新設	緑	学校法人	幼稚園	鳴海ヶ丘幼稚園	オ・ア・シ・ス	6人	
22	新設	名東	社会福祉法人	認定こども園	ゆめいろこども園	ガーデンゆめいろ	9人	
23	新設	名東	社会福祉法人	認定こども園	陽だまりこども園	だれでもkids陽だまりこども園	6人	